## 第4期群馬県がん対策推進計画新旧対照表(たたき台)

## 1 正しい知識に基づくがん予防・がん検診の推進

青字 第3期からの主な変更案 赤字 各部会意見を踏まえた修正案

第3期1画	第4期1画案	備 考
(1)がんの1次予防		
目指す姿 (たばこ対策及び生活習慣の改善) 「第2次元気県ぐんま21(群馬県健康増進計画)」を踏まえ、次のとおりとする。 ・成人の喫煙者が減っている。また、未成年者の喫煙がなくなっている。	※群馬県健康増進計画元気県ぐんま21(第3次)現在策定中。	※健康長寿社会づくり推進課
<ul> <li>・受動樂圏による健康被害がなくなっている。</li> <li>・食塩摂取量の減少、野菜と果物の摂取量の増加、定期的な運動の継続、節度ある飲酒など、生活習慣の改善が進んでいる。</li> <li>(ウイルス等の感染症対策)</li> <li>・がんの原因となるウイルスや細菌の感染について、県民に分かりやすい情報提供の体制が整備されている。</li> <li>(地域社会)</li> <li>・地域や団体において、そこに属する人が互いに協力し合い、自発的に「がん予防」に関する取組を推進している。</li> </ul>	(ウイルス等の感染症対策) ・ がんの原因となるウイルスや細菌の感染について、県民に分かりやすい情報提供の体制が整備されている。 (地域社会) ・ 地域や団体において、そこに属する人が互いに協力し合い、自発的に「がん予防」に関する取組を推進している。	
<ul> <li>たばこ対策</li> <li>・ 喫煙は、肺がんをはじめとする種々のがんのリスク因子となっていることが知られており、男性・女性ともにがんの要因の上位を占めているため、禁煙支援、未成年者に対する喫煙が止対策及び受動喫煙が止対策を強化する必要があります。</li> <li>ア 現状と課題</li> <li>・ 群馬県は、企業や団体等と連携を図りながら、世界禁煙デー(毎年5月31日)及び禁煙週間(毎年5月31日~6月6日)における街頭キャンペーン活動や健康フェスタの開催など、禁煙についての普及啓発に取り組むとともに、</li> </ul>	※調整中	

第3期:画	第4期計画案	備	考
若年女性を対象とした喫煙が止講習会、たばこについての正しい知識を持ち			
地域や職域で禁煙を普及できる禁煙指導者の養成、未成年者の喫煙防止の			
ための児童・生徒や保護者を対象とした喫煙防止講習会等を実施していま			
す。また、受動喫煙防止のため、「群馬県禁煙施設認定制度」等を行っていま			
す。			
・群馬県医師会をはじめとする多くの団体は、禁煙宣言を行い、禁煙の推進			
に向けた取組を行っています。			
・ 群馬県保健予防課「県民健康・栄養調査(平成 28 年度)」によると、本県に			
おける習慣的に喫煙している人の割合は、男性が 40.5%、女性が 12.2%			
となっています。男女ともに第2期「推進計画」策定時に比べ増加しており、			
男性は全国(29.7%)を大きく上回り、全国で最も高い数値となっていま			
<b>ं</b>			
・ また、本県における受動喫煙の機会を有する者の割合は、職場が			
35.6%、家庭が 16.3%、飲食店が 44.5%となっています。第2期「推進計			
画」策定時に比べ職場と飲食店は減少、家庭は微増となっており、いずれも			
全国(職場 30.9%、家庭 7.7%、飲食店 42.2%)を上回っています。特こ、			
家庭で受動喫煙の機会を有する者の割合は、全国の2倍以上となっていま			
<b>ं</b>			
・国においては、受動喫煙が止対策を強化する健康増進法の改正が予定さ			
れており、本県こおける対応を検討することが必要です。			
イ 取り組むべき施策			
・群馬県は、企業や団体等と連携した普及啓発、地域や職域の禁煙指導者を	※ <b>調整</b> 中		
対象とした禁煙支援講習会を実施するとともに、関係団体との協力により、			
県民公開講座等を開催するなど禁煙支援・喫煙防止対策に取り組みます。			
・ 群馬県は、県民自らが自治会など様々な団体・組織・職域において仲間と			
協力して禁煙対策及び受動喫煙対策に取り組む機運の醸成を図ります。			

第3期抽	第4期1個案	備	考
・ 医療機関は、職員・住民向けの健康教育として、喫煙及び受動喫煙が健康 に被害を及ぼすことを普及啓発します。また、保健医療従事者は、自らの禁煙 に努めます。			
・ 群馬県は、未成年者が喫煙しない環境づくりを推進するため、未成年者の 身体発育の妨げや、将来のがん発生リスクを高める要因になる喫煙につい ての知識を普及啓発します。			
・ 群馬県は、未成年者の喫煙の現状を把握するための仕組みについて検討 し、学校等関係機関と協力して、未成年者の喫煙防止に関する健康教育を積極的に行い、親子で喫煙について考える機会を増やすよう努めます。			
・ 群馬県は、国における方向性を踏まえ、本県における受動喫煙防止対策の 徹底を図るための取組を推進します。			
② 生活習慣の改善 ・ 多量の飲酒や食塩のとりすぎ、肥満、野菜・果物の摂取不足や運動不足 が、がんのリスク因子として挙げられており、生活習慣の改善に関する取組 を実施していくことが必要です。	※ <b>調整中</b>		
ア 現状と課題 ・ 群馬県は、平成 28 年9月、すべての県民が実践すべき健康づくりとして、5つの実践事項を「ぐんま元気(GENKI)の5か条」として制定し、県民自らが健康づくりに取り組む気運の醸成を図っています。また、健全な食生活を実践できるよう健康づくり協力店や健康情報ステーションによる健康情報の提供等を通して、県民の健康づくりを支援しています。			
・ 群馬県保健予防課「県民健康・栄養調査(平成 28 年度)」によると、本県における成人1日あたりの食塩摂取量は、男性 10.7g、女性 9.4gとなっています。男女ともに第2期「推進計画」策定時に比べ減少しており、全国(男性			

第3期抽	第4期1100案	備考
10.8g、女性 9.3g)と同 <del>等程</del> 度となっています。		
・「県民健康・栄養調査(平成 28 年度)」によると、本県における生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合は、男性14.1%、女性7.3%となっています。第2期「推進計画」策定時に比べ男性は減少、女性は増加していますが、男女ともに全国(男性 14.6%、女性 9.1%)より低くなっています。		
・「県民健康・栄養調査(平成 28 年度)」によると、本県における成人1日あたりの野菜の摂取量は、男性 276.8g、女性 272.2gとなっています。男女ともに第2期「推賃情画」策定時に比べ減少しており、全国(男性 284g、女性 270g)より男性は少なく、女性は多くなっています。		
イ 取り組むべき施策 ・ 群馬県は、市町村、栄養士、食生活改善推進員及び健康運動指導士などと 連携し、引き続き、県民自らが積極的に健康づくりに取り組む機運の醸成を 図ります。	※調整中	
・ 群馬県は、引き続き、節度ある飲酒、食塩摂取量の減少、適切な体重の維持、野菜・果物摂取量の増加、定期的な運動の継続など、生活習慣の改善に向けた知識等を普及啓発します。		
・ 群馬県は、がん登録データ等の活用により、本県におけるがんの罹患状況 等を把握し、がん予防対策への活用に努めます。	③ 感染に起因するがんへの対策 ・ がんのリスク因子として、女性で一番、男性でも二番目に多いのが感染であり、引き続き、ウイルス等の感染に起因するがんへの対策を実施する必要があります。	
③ 感染に起因するがんへの対策		
・ がんのリスク因子として、女性で一番、男性でも二番目に多いのが感染	・がんに大きく寄与するウイルスや細菌としては、子宮頸がんの発がんと関	
であり、引き続き、ウイルス等の感染に起因するがんへの対策を実施する必	連するヒトパピローマウイルス(以下「HPV」という。)、肝がんと関連する肝	
要があります。	炎ウイルス、ATL(成人T細胞白血病)と関連するヒトT細胞白血病ウイルス1型(以下「HTLV-1」という。)、胃がんと関連するヘリコバクター・ピロリな	
・ がんに大きく寄与するウイルスや細菌としては、子宮頸がんの発がんと関	どがあります。	

第3期恒	第4期1 画案	備 考
連するヒトパピローマウイルス(以下「HPV」という。)、肝がんと関連する肝		
炎ウイルス、ATL(成人T細胞白血病)と関連するヒトT細胞白血病ウイルス1	ア現状と課題	
型(以下「HTLV-1」という。)、胃がんと関連するヘリコバクター・ピロリな	・・子宮頸がん対策では、群馬県は、市町村や企業と連携し、子宮頸がん啓発	
どがあります。	リーフレットの配布、朝門学校等での子宮頸がん講演会など、子宮頸がん予防	
	の普及啓発を行っています。また、HPVワクチンについて、国は、再開した個	
ア 現状と課題	別の接種がどの実施を踏まえ、科学的根拠に基づく子宮頸がん対策を推進す	
・ 子宮頸がん対策では、群馬県は、市町村と連携し、20 歳の検診キャンペ	るとしています。	※感疾課
ーンとして、成人式や大学等を通じた子宮頸がん啓発リーフレットの配布、専		
門学校等での子宮頸がん講演会など、子宮頸がん予防の普及啓発を行って		
います。また、HPVワクチンについて、国は、定期接種の積極的な勧奨を行	・肝がんと関連する肝炎対策では、肝炎ウイルス検査の受検機会拡大のため、	
っておらず、今後、ワクチンの接種のあり方について、科学的知見を収集した	市町村検診のほか、群馬県保健福祉事務所、中核市保健所又は群馬県から委	
上で総合的に判断するとしています。	託を受けた医療機関において、肝炎ウイルス検査を無料で実施しています。	
	また、肝炎ウイルス検査の受検勧奨や適切な保健指導を促進する肝炎医療コ	
・ 肝がんと関連する肝炎対策では、肝炎ウイルス検査の受検機会拡大のた	ーディネーターの養成、検査費用を補助し定期的な医療機関受診を進めるこ	
め、市町村検診のほか、群馬県保健福祉事務所(中核市保健所)又は群馬県か	とによる重症化予防のほか、パンフレット等による普及啓発を実施していま	
ら委託を受けた医療機関において、肝炎ウイルス検査を無料で実施していま	す。	
す。また、肝炎ウイルス検査の受検勧奨や適切な保健指導を促進する肝炎医		
療コーディネーターの養成、検査費用を補助し定期的な医療機関受診を進め	・HTLV-1対策では、主な感染経路が母子感染であるため、市町村の妊婦健	
ることによる重症化予防のほか、パンフレット等による普及啓発を実施して	康診査におけるHTLV-1抗体検査を実施しているほか、県保健福祉事務	
います。	所、中核市保健所で相談支援を行っています。	
  ・ HTLV-1対策では、主な感染経路が母子感染であるため、市町村の妊婦	  ・国は、第4期「基本計画」において、引き続き、健康で無症状な集団に対す	※児童福祉·青少年課
健康診査におけるHTLV-1抗体検査を実施しているほか、群馬県保健福祉	る、ピロリ菌の除菌の胃がん発症予防における有効性等について、除菌の必	
事務所(中核市保健所)で相談支援を行っています。	要性の有無及びその対象者について検討するとしています。	
  -  ・ ヘリコバクター・ピロリについて、国は、第3期「基本計画」において、除菌		
・ ハリコハグター・ヒロリに りいて、国は、第3期 基本計画川において、除属 の胃がん発症予防における有効性について検討するとしています。		
ANHUA OLOTHE THATICALLY BY HANTIC SALES A SCOCK 194.6		
イ 取り組むべき施策	イ 取り組むべき施策	
・群馬県は、市町村と連携し、引き続き、子宮頸がんの知識について普及啓	・ 群馬県は、市町村や企業と連携し、引き続き、子宮頸がんの知識こついて	
発します。また、HPVワクチンの接種のあり方について、国の動向を注視し	普及啓発します。また、HPVワクチンの接種について、適切な情報提供を実	
<u>ます。</u>	施します。	

第3期1画	第4期im案	備 考
・群馬県及び市町村は、引き続き、肝炎の予防と正しい知識の普及、肝炎ウ	・群馬県及び市町村は、引き続き、肝炎の予防と正しい知識の普及、肝炎ウイ	
イルス検査の受検促進、肝炎医療を提供する体制の確保に努めます。 	ルス検査の受検促進、肝炎医療を提供する体制の確保に努めます。 	※ <u>感</u> 疾課
	・医療機関は、術前検査結果の告知を徹底することにより、治療が必要な肝炎患者等を治療につなげます。	A SECTION
・ 群馬県及び市町村は、引き続き、妊婦健康診査におけるHTLV-1抗体検	・群馬県及び市町村は、引き続き、妊婦健康診査におけるHTLV-1抗体検査	
査の実施、群馬県保健福祉事務所(中核市保健所)での相談支援を行います。	の実施、群馬県保建福祉事務所、中核市保健所での相談支援を行います。	※児童福祉·青少年課
<ul><li>群馬県は、ヘリコバクター・ピロリの国における検討を注視し、本県にお</li></ul>	- 群馬県は、ピロリ菌の国における検討を注視し、本県における対応を検討	
ける対応を検討します。	します。	※感疾課
【主な事業例】		
・喫雪なは講習会、受動喫雪なよ対策研修会		
・健康づくり協力店の推進・肝炎重症化予防のための検査費用補助		
・女子学生向けの子宮頸がん予防講演会の開催等	【主な事業例】	
	※ <u>調整</u> 中	
	  ・肝炎重症化予防のための検査費用補助	
	・女子学生向けの子宮頸がん予防講演会の開催等	

第3期1画	第4期恒案	備 考
(2)がんの早期発見/がん検診(2次予防)	(2)がんの早期発見/がん検診(2次予防)	
目指す姿 ・ がん検診及び精密検査の受診率が更に向上し、がんの早期発見、早期治療が行われている。 ・ がん検診の精度管理により、科学的根拠に基づくがん検診が正しく行われている。	目指す姿     ・ がん検診及び精密検査の受診率が更に向上し、がんの早期発見、早期治療が行われている。     ・ がん検診の精度管理により、科学的根拠に基づくがん検診が正しく行われている。	
<ul><li>① がん検診の受診率</li><li>・ がん検診は、がんに罹患している疑いがある方や、がんに罹患していると判定された方について、必要かつ適切な診療につなげることにより、がんの死亡者の減少を目指すものです。</li></ul>	① がん検診の受診率     がん検診は、がんに罹患している疑いがある方や、がんに罹患していると判定された方について、必要かつ適切な診療につなげることにより、がんの死亡者の減少を目指すものです。	
・ がん検診は、健康増進法に基づき市町村事業として実施されているほか、企業や健康保険組合等が福利厚生や保健事業の一環として行うもの、個人が任意で受診する人間ドック等があります。	・ がん検診は、健康増進法に基づき市町村事業として実施されているほか、企業や健康保険組合等が福利厚生や保健事業の一環として行うもの、個人が任意で受診する人間ドック等があります。	
・市町村が実施するがん検診については、国が「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成 20 年3月 31 日付け健総発第 0331012 号厚生労働省健康局長通知)(以下「指針」という。)を定めており、この指針に基づき科学的根拠に基づく検診の実施が求められています。	・ 市町村が実施するがん検診については、国が「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成 20 年3月 31 日付け健総発第 0331012 号厚生労働省健康局長通知)(以下「指針」という。)を定めており、この指針に基づき科学的根拠に基づく検診の実施が求められています。	
ア 現状と課題 ・ 群馬県は、民間企業等と協働でがん検診の普及啓発に取り組む「群馬県がん検診受診率向上連携企業登録制度」や市町村が実施する新たな取組を支援する「市町村がん検診受診率向上モデル事業」など、がん検診の受診率向上対策を進めてきました。	ア 現状と課題 ・ 群馬県は、民間企業等と協働でがん検診の普及啓発に取り組む「群馬県がん検診受診率向上連携企業登録制度」など、がん検診の受診率向上対策を進めてきました。	
・「市町村がん検診受診率向上モデル事業」は、平成 24 年度、平成 25 年度 の2年間延べ 22 市町村で実施され、個別店間などによる受診衝慢や未受診		

第3期計画		備考
者に対する再勧奨が受診者数の増加に有効であること、また、ターゲットを 絞った効果的な受診案内、受診機会の拡充及び職域分野との連携が重要であ るとの結果が得られました。		JII J
・ 市町村は、がん検診の受診率向上のため、少ない自己負担額で受診できるようにするなど、受診しやすい環境づくりに努めています。また、郵送や電話による個別の受診衝災や再衝災を行うなど、未受診者対策に取り組んでいます。	・ 市町村は、がん検診の受診率向上のため、少ない自己負担額で受診できるようにするなど、受診しやすい環境づくりに努めています。また、郵送や電話による個別の受診衝突や再衝突を行うなど、未受診者対策に取り組んでいます。	
・ 女性特有のがん(子宮頸がん、乳がん)の検診対策では、群馬県は、市町村 や関係機関と連携し、20 歳の検診キャンペーン(大学等を通じた子宮頸がん 啓発リーフレットの配布や専門学校等での子宮頸がん講演会の実施)や乳が んセルフチェックリーフレットの作成・配布などを実施しています。	・ 群馬県は、女性特有のがん(子宮頸がん、乳がん)の検診対策として、市町村や関係機関と連携し、20歳の検診キャンペーン(大学等を通じた子宮頸がん啓発リーフレットの配布や専門学校等での子宮頸がん講演会の実施)を実施しています。	
・ 胃がん検診については、指針が改正され、検査項目が従来の「問診に加え 胃エックス線検査」から、「問診に加え胃エックス線検査又は胃内視鏡検査」と なり、胃内視鏡検査の提供が可能となりました。	・ 胃がん検診については、指針が改正され、検査項目が従来の「問診に加え 胃エックス線検査」から、「問診に加え胃エックス線検査又は胃内視鏡検査」と なり、胃内視鏡検査の提供が可能となっています。	
・ 厚生労働省「国民生活基礎制査(平成 28 年)」によると、本県におけるがん検診の受診率は、おおむね改善傾向にありますが、肺がん検診を除き、第 2期「推進計画」の目標である 50%以上は達成されていないため、引き続き、受診率向上の取組を進める必要があります。	・ 厚生労働省「国民生活基礎問査(2019 年)」によると、本県こおけるがん 検診の受診率は、おおむね改善傾向にありますが、肺がん検診を除き、第3 期「推進計画」の目標である 50%以上は達成されていないため、引き続き、 受診率向上の取組を進める必要があります。	第4期国計画【個別目標】P14 がん検診受診率を向上させ、指針に基づく 全てのがん検診において、受診率 60%を 目指す。がん検診の精度管理を向上させる とともに、精密検査受診率 90%を目指
・女性特有のがんの検診受診率については、第2期「推進計画」策定時(平成 22 年)と比較しほとんど改善されていないことから、更なる対策の強化が 必要です。	・ 女性特有のがんの検診受診率こついては、第3期「推進計画」策定時(平成29年)と比較しほとんど改善されていないことから、更なる対策の強化が必要です。 ※2019(令和元)年 乳:48.3 子宮:44.7	す。
イ 取り組むべき施策 ・ 群馬県は、市町村と連携し、受診率を効果的に向上させるため、「市町村がん検診受診率向上モデル事業」の検証結果等を踏まえた受診を制度の工夫を検討し、引き続き、がん検診の受診率向上に向けた取組を推進します。	イ 取り組むべき施策 ・ 群馬県は、市町村と連携し、受診率を効果的に向上させるため、引き続き、がん検診の受診率向上に向けた取組を推進します。	(取り組むべき施策)P11 「市町村及び検診実施機関においては、受 診者に分かりやすくがん検診を説明する など、受診者が、がん検診の意義及び必要 性を適切に理解できるよう努める。」

第3期1画	第4期10案	
・ 群馬県は、地区地域・職域連携推進協議会等を活用し、従業員に対するが	・群馬県は、地区地域・職域連携推進協議会等を活用し、従業員に対するがん	/# <sup>*</sup> 5
ん検診の普及啓発や職場におけるがん検診の受診環境整備に対する理解の	検診の普及啓発や職場におけるがん検診の受診環境整備に対する理解の促	
促進を図ります。 	進を図ります。	
・女性特有のがん検診について、群馬県は、市町村と連携し、女性医師が配	・ 女性特有のがん検診について、群馬県は、市町村と連携し、受診しやすい	
置されている医療機関の情報提供など、受診しやすい環境づくりを検討し、 効果的な受診率向上対策に取り組みます。	環境づくりを検討し、効果的な受診率向上対策に取り組みます。	
・市町村は、がん検診未受診者の把握及び未受診者に対する受診再勧奨に	・ 市町村は、がん検診未受診者の把握及び未受診者に対する受診再勧奨に	
努めます。 	努めます。	
・ 群馬県は、市町村と連携し、自治会単位でがん検診に関心を持ち、住民同	・がん登録データ等の活用により、本県の状況を把握し、がん検診受診率向上	
士で受診衝煙を行うなどの地域社会としての取組を促進します。 	に向けた効果的な取組を検討します。	
②がん検診の精度管理	②がん検診の精度管理	
・ がん検診によってがんの死亡者を減らすためには、死亡率の減少効果が科学的に証明されている検診を、検診の質(精度)を管理した上で、適切に実	・ がん検診によってがんの死亡者を減らすためには、死亡率の減少効果が 科学的に証明されている検診を、検診の質(精度)を管理した上で、適切に実	
施することが重要です。	施することが重要です。	
・ がんを発見し、早期治療につなげるためには、精密検査が必要と判定さ	・ がんを発見し、早期治療につなげるためには、精密検査が必要と判定さ	
れた受診者が精密検査を受診することが重要です。	れた受診者が精密検査を受診することが重要です。	
ア現状と課題	ア現状と課題	
・ 群馬県は、群馬県生活習慣病検診等管理指導協議会を設置し、市町村がん	・ 群馬県は、群馬県生活習慣病検診等管理指導協議会を設置し、市町村がん	
検診における科学的根拠に基づくがん検診の推進及び精度管理のための協 議を行い、必要に応じて市町村へ助言等を行っているほか、市町村担当職員	検診のははいる科学的根拠に基づくがん検診の推進及が精度管理のための協     議を行い、必要に応じて市町村へ助言等を行っているほか、市町村担当職員	
向けの研修会を開催しています。	向けの研修会を開催しています。	
・ がん検診の結果を適切な医療につなげるため、一部の市町村では、精密	・ がん検診の結果を適切な医療につなげるため、市町村では、精密検査未受	
検査未受診者に対し、個別の受診再勧奨を行っています。	診者に対し、個別の受診再勧奨を行っています。	
・ 職域こおいて、被保険者等を対象として行うがん検診については、任意で	・ 職域こおいて、被保険者等を対象として行うがん検診のこついては、任意で	

第3期:画	第4期1 厘案	備 考
実施しているものであり、検査項目や対象年齢等実施方法は様々です。また、精度管理の仕組みを整備することが求められています。 ・ 国立がん研究センター「全国がん検診実施状況データブック〈2016〉」によると、市町村がん検診の精度管理を行うために国が示している「事業評価のためのチェックリスト」の本県における実施率は、検診種別により異なりますが、集団検診で79.5%(大腸)~81.9%(胃)、個別検診で67.6%(肺)~71.4%(子宮頸)となっています。	実施しているものであり、検査項目や対象年齢等実施方法は様々です。また、精度管理の仕組みを整備することが求められています。 ・ 国立がん研究センター「全国がん検診実施状況データブック〈2022〉」によると、市町村がん検診の精度管理を行うために国が示している「事業評価のためのチェックリスト」の本県における実施率は、検診種別により異なりますが、集団検診で97.1%(大腸)~97.5%(乳)、個別検診で87.5%(胃)~92.8%(肺)となっています。	
・ 厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」によると、本県こおける市町村 がん検診精密検査受診率は、第2期「推進計画」策定時からおおむね横ばいで 推移しています。	・ 厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」によると、本県における市町村 がん検診精密検査受診率は、おおむね改善傾向にありますが、第3期「推進計 画」の目標である100%は達成されていないため、引き続き、受診率向上の 取組を進める必要があります。	
イ 取り組むべき施策 ・ 群馬県は、引き続き、群馬県生活習慣病検診等管理指導協議会での協議 結果を踏まえて市町村へ助言を行うなど、市町村が行う精度管理を支援します。 ・ 市町村は、国が示している「事業評価のためのチェックリスト」に記載されている項目の実施など、精度管理に努めます。	イ 取り組むべき施策 ・ 群馬県は、引き続き、群馬県生活習慣病検診等管理指導協議会での協議 結果を踏まえて市町村へ助言を行うなど、市町村が行う精度管理を推進します。 ・ 市町村は、国が示している「事業評価のためのチェックリスト」に記載されている項目の実施など、精度管理こ努めます。	
・ 群馬県及び市町村は、市町村がん検診精密検査未受診者に対する受診再 勧奨の実施など、精密検査受診率の向上に向けた取組を推進します。	・ 群馬県及び市町村は、市町村がん検診精密検査未受診者に対する受診再勧 奨の実施など、精密検査受診率の向上に向けた取組を推進します。	
・ 群馬県は、国が作成を予定している「職域におけるがん検診」に関するガイドライン(仮称)」について、地区地域・職域連携推進協議会等を通じてその周知を図ります。	・ 群馬県は、国が作成した「職域こおけるがん検診に関するマニュアルについて、地区地域・職域連携能進協議会等を通じてその周知を図ります。	
③かかりつけ医の普及	③かかりつけ医の普及	
ア 現状と課題 ・ 早期のがんは、がん特有の症状がないこともあります。また、初期症状を自覚しつつも医療機関への受診をためらうと、がんを進行させてしまう	<ul><li>ア 現状と課題</li><li>・ 早期のがんは、がん特有の症状がないこともあります。また、初期症状を自覚しつつも医療機関への受診をためらうと、がんを進行させてしまう</li></ul>	

第3期1画	第4期1画案	備 考
ことがあります。	ことがあります。	
・ 体の不調を感じたら、まずは医療機関を受診することが必要であり、普段から健康について気軽に相談できる「かかりつけ医」を持つことが重要です。	・ 体の不調を感じたら、まずは医療機関を受診することが必要であり、普段から健康について気軽に相談できる「かかりつけ医」を持つことが重要です。	
イ 取り組むべき施策 ・ 群馬県は、県民に対し、「かかりつけ医」の重要性について普及啓発を図ります。	イ 取り組むべき施策 ・ 群馬県は、県民に対し、「かかりつけ医」の重要性について普及啓発を図ります。	
<ul><li>【主な事業例】</li><li>・喫煙防止講習会、受動喫煙防止対策研修会</li><li>・健康づくり協力店の推進</li><li>・肝炎重症化予防のための検査費用補助</li><li>・女子学生向けの子宮頸がん予防講演会の開催 等</li></ul>	<ul><li>【主な事業例】</li><li>・喫煙防止講習会、受動喫煙防止対策研修会</li><li>・健康づくり協力店の推進</li><li>・肝炎重症化予防のための検査費用補助</li><li>・女子学生向けの子宮頸がん予防講演会の開催 等</li></ul>	

## 2 患者本位のがん医療の充実

第3期計画	第4期1 厘案	備 考
(1)手術療法・放射線療法・薬物療法の充実、免疫療法、	(1)手術療法・放射線療法・薬物療法の充実、	
がんゲノム医療、重粒子線治療の推進、骨髄移植の促進	がんゲノム医療、重粒子線治療の推進、造血幹細胞移植の促進	
目指す姿	目指す姿	
・標準的な手術療法、放射線療法、薬物療法の提供等の均てん化が必要な取	・標準的な手術療法、放射線療法、薬物療法の提供等の均てん化が必要な取	
組に関しては、がん診療連携拠点病院等を中心とした質の高い専門的なが	組に関しては、がん診療連携拠点病院等を中心とした質の高い専門的なが	
ん医療が提供される体制が維持・強化されている。	ん医療が提供される体制が維持・強化されている。	
①手術療法・放射線療法・薬物療法の充実	①手術療法・放射線療法・薬物療法の充実	
ア現状と課題	ア現状と課題	
・ 本県は、厚生労働大臣が質の高い専門的ながん医療を提供する医療機関	・群馬県では、厚生労働大臣が質の高い専門的ながん医療を提供する医療	
として指定する「がん診療連携拠点病院」が、10ある二次保健医療圏のうち	機関として指定する「がん診療・動物・病院」が、10 ある二次保健医療圏の	
9つで設置されており、標準的な手術療法、放射線療法、薬物療法を単独又は	うち8つで、9病院設置されており、標準的な手術療法、放射線療法、薬物療	
効果的に組み合わせた集学的治療が実施されています。	法、免疫療法を単独又は効果的に組み合わせた集学的治療が実施されてい	
/// S I	ます。	
		(現状・課題)
・群馬大学医学部附属病院が、がん診療連携拠点病院と同等の診療機能を	・ がん診療連携拠点病院のうち、県のがん診療の質の向上等について、中心	「令和4(2022)年8月には、がん医療の
持つ病院として、群馬県がん診療車携中核病院として指定されています。	的な役割を担う「都道府県がん診療連携拠点病院」に群馬大学医学部附属病	更なる充実のため、整備指針の見直しを行
	院が指定されています。	い、・・・・都道府県がん診療連携協議会の
		体制を強化し、拠点病院等の役割分担や連
		携体制の構築、感染症 発生・まん延時や
		災害時等への対応等を新たな要件として
		盛り込んだ。」
・ がん診療・  ・ がん  ・ がん ・ がん	・がん診療連携拠点病院が未整備の吾妻保健医療圏及び利根・沼田保健医療	
きい保健医療圏等において、がん診療連携拠点病院に準ずる機能を有する	圏のほか、人口規模が大きい保健医療圏等において、がん診療連携拠点病院	
病院として、7つの病院を群馬県がん診療・連携能進病院に指定し、県内の各	に準ずる機能を有する病院として、8つの病院を群馬県がん診療連携推進病	
地域こおいて専門的ながん診療が受けられる体制の整備を推進していま	院こ指定し、県内の各地域こおいて専門的ながん診療が受けられる体制の整	
す。	備を推進しています。	

第3期1画	第4期1厘案	備考
	・地域の実情に応じ、一部のがん治療において、医療提供体制の集約化が見られます。	
・全てのがん診療連携拠点病院、群馬大学医学部附属病院並びに群馬県が ん診療連携推進病院の日高病院及び館林厚生病院は、体外照射を行う放射線 治療装置を設置しており、吾妻保健医療圏を除き標準的な放射線療法が提供 されています。吾妻保健医療圏においても、隣接する保健医療圏等の関係機 関と連携して対応しています。また、放射線療法は、痛み等の症状緩和にも効 果があるため、十分な活用が期待されます。	・全てのがん診療・重携拠点病院並びに群馬県がん診療・重携推進病院の日高病院及び館林厚生病院は、体外照射を行う放射線治療装置を設置しており、吾妻保健医療圏及び利根・沼田保健医療圏を除き標準的な放射線療法が提供されています。吾妻保健医療圏及び利根・沼田保健医療圏においても、隣接する保健医療圏等の関係機関と連携して対応しています。また、放射線療法は、痛み等の症状緩和にも効果があるため、十分な活用が期待されます。	
・薬物療法が外来で実施されることが一般的となっていますが、本県は、がん診療連携拠点病院、群馬大学医学部附属病院及び群馬県がん診療連携推進病院(以下「がん診療連携拠点病院等」という。)をはじめとする県内38の病院が、外来化学療法を実施するための専用のベッドを有する治療室を保有していることなどが要件となっている「外来化学療法加算」の施設基準に適合する施設として届出しており、全ての二次保健医療圏で外来薬物療法が提供されています。ただし、薬物療法を外来で受療する患者の増加に伴い、薬物療法に関する説明などの負担が増大しており、引き続き、安全に提供するための体制の維持・強化が求められています。	・薬物療法が外来で実施されることが一般的となっていますが、群馬県では、がん診療連携拠点病院及び群馬県がん診療連携能進病院(以下「がん診療連携拠点病院等」という。)をはじめとする県内39(R4.10時点)の病院が、外来化学療法を実施するための専用のベッドを有する治療室を保有していることなどが要件となっている「外来化学療法加算」の施設基準に適合する施設として届出しており、全ての二次保健医療圏で外来薬物療法が提供されています。ただし、薬物療法を外来で受療する患者の増加に伴い、薬物療法に関する説明などの負担が増大しており、引き続き、安全に提供するための体制の維持・強化が求められています。	
・現在、臨床での研究で効果が明らかにされている免疫療法は、免疫チェックポイント阻害剤などの一部の薬に限られ、治療効果が認められるがんの種類も今はまだ限られている状況です。しかしながら、免疫療法に関する情報の中には必ずしも科学的根拠に基づかないものが混在しているため、がん患者が正しい情報を得ることが困難になっています。	・ 免疫療法は、免疫チェックポイント阻害薬等の新しい治療法について、保険適用が拡大され、がんの治療法の充実が図られてきましたが、免疫療法に関する情報の中には必ずしも科学的根拠に基づかないものが混在しているため、がん患者が正しい情報を得ることが困難になっています。	・薬物療法の現状・課題 P18 「免疫チェックポイント阻害薬や遺伝子情報 に基づく治療薬等の新しい薬物療法につ いて保険適用が拡大されたほか、外来で の薬物療法の拡大が進められてきた。」
・ 国は、第3期「基本計画」において、新たながん診療提供体制について、2 年以内に検討するとしており、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指 針」の見直しが行われる予定です。		

第3期計画	第4期1 画案	備 考
		(取り組むべき施策)P15
イ 取り組むべき施策	イ 取り組むべき施策	「国及び都道府県は、がん医療が高度化す
・群馬県がん診療連携協議会及びがん診療連携拠点病院等は、本県におけ	・ 群馬県がん診療連携協議会及びがん診療連携拠点病院等は、本県こおけ	る中で、引き続き質の高いがん医療を提供
る標準的ながん医療の均てん化を維持・強化するため、医療機関が相互に診	る標準的ながん医療の均てん化を維持・強化するため、医療機関が相互に診	するため、地域の実情に応じ、均てん化を
療体制を評価できる仕組みとして、統一の評価シートを用いたPDCAサイク	療体制を評価できる仕組みとして、統一の評価シートを用いたPDCAサイク	推進するとともに、持続可能ながん医療の
ルが確保できる体制の整備に努めます。	ルが確保できる体制の整備に努めます。	提供に向け、拠点病院等の役割分担を踏ま
		えた <b>集約化を推進する</b> 。」
		「国及び都道府県は、感染症発生・まん延時
		や災害時等の状況下においても、必要なが
		ん医療を提供できるよう、診療機能の役割
		分担や、各施設が協力した人材育成や応援
		体制の構築等、地域の実情に応じた連携体
		制を整備する取組を平時から推進する。」
・群馬大学は、重粒子線医工学グローバルリーダー養成プログラムを通して	・群馬大学は、新たに「関東がん専門医療人養成拠点、次世代のがんプロフ	
医学物理分野の人材育成こ努めます。また、群馬県立県民健康科学大学は、	ェッショナル養成プラン」コースを新設し、医学物理分野の人材育成こ努めま	
引き続き高度な知識と技術を備えた診療放射線技師の育成に努めます。	す。	++++++++++++++++++++++++++++++++++++++
	7MCC 02 7MCC 02 1 1 1 2 A	・放射線療法(取り組むべき施策) P18
・群馬県、群馬県がん診療・事場協議会及びがん診療・事態・人病院等は、緩和	・群馬県、群馬県がん診療・重男協議会及びがん診療・重男処点病院等は、緩和	「国及び都道府県は、患者が、病態や生活背
的放射線療法について、治療の選択肢の1つとして、緩和ケア研修会等を通	的放射線療法について、治療の選択肢の1つとして、緩和ケア研修会等を通	景等、それぞれの状況に応じた適切な放射
じて、がん治療に携わる医師等に対する普及啓発に努めます。	じて、がん治療に携わる医師等に対する普及啓発に努めます。	線療法を受けられるよう、標準的治療の提供においる。利益が開助しません。
	  ・がん診療・単集拠点病院等は、患者が、病態や生活背景等、それぞれの状況に	供こ加え、科学的根拠に基づく高度な放射 線療法の提供こついても、医療機関間の役
	・かんが原当労災に内が守る、忠省が、内窓や主治自京寺、てれてイルがかににいた適切な手術療法、放射線療法及び薬物療法を受けられるよう、標準治	制分担の明確化及び連携体制の整備等の
	原の提供に加え、科学的根拠に基づく高度な放射線療法の提供についても、	割刃担の明確に及び建病体制の整備寺の  取組を進める。
	原療機関間の役割分担の明確化及び連携体制の整備等に努めます。	4Aii C (E62, O o ]
	区が収入。   とながない。   となって、	   薬物療法(取り組むべき施策)P19
・群馬県がん診療連携協議会及びがん診療連携拠点病院等は、薬物療法に	  ・ 群馬県がん診療連携協議会及びがん診療連携拠点病院等は、薬物療法に	「国及び都道府県は、患者が、病態や生活背
ついて、副作用マネジメントも含め、安全に提供することができるよう人材	ついて、副作用マネジメントも含め、安全に提供することができるよう人材	景等、それぞれの状況に応じた適切かつ安
の適正配置に努めるとともに、地域の病院薬剤師及び薬局薬剤師との連携体	の適下配置に努めるとともに、地域の病院薬剤師及び薬局薬剤師との連携体	全な薬物療法を受けられるよう、標準的治
制の強化(薬薬事携)を推進します。	制の強化(薬薬連携)を推進します。	療の提供に加え、高度な薬物療法の提供に

第3期1画	第4期10案	
おりが可回	カーが正直木	ついても、医療機関間の役割分担の明確化
		ひいても、医療機関的の投音が担い時間に   及び連携体制の整備等の取組を進める。」
		次の在場を行う手間中の対例である。
  ・ がん診療・射機の点病院等は、薬事承認を受けて実施されている免疫療法	  ・ がん診療車鴩拠点病院等は、薬事承認を受けて実施されている免疫療法	
について、安全で適切な治療が行える体制整備に努めます。	について、安全で適切な治療が行える体制整備に努めます。	
・群馬県及び群馬県がん診療連携協議会は、がん患者やその家族が適切な	・ 群馬県及び群馬県がん診療連携協議会は、がん患者やその家族が適切な	
医療を選択できるようにするため、免疫療法こついて、県民に対する正しい	医療を選択できるようにするため、免疫療法について、国の動向を注視し、	
情報の提供に努めます。	県民に対する正しい情報の提供に努めます。	
・群馬県及び群馬県がん診療連携協議会は、国における「がん診療連携拠点		
病院等の整備に関する指針」の見直し等を踏まえ、必要に応じて、本県におけ		
るがん診療提供体制のあり方を検討します。		
		   (現状・課題)P16
3がんゲノム医療	②がんゲノム医療	「がんゲノム医療については、平成 29
ア現状と課題	ア現状と課題	(2017)年 12 月に「がんゲノム医療中核
・ 近年、個人のゲノム情報に基づき、個人の体質や病状を考慮した「ゲノム医	・ 国は、平成 29 年12月に「がんゲノム医療中核拠点病院の整備に関する	拠点病院等の整備に関する指針を策定
療」への期待が高まっています。	指針」を策定し、がんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療・財病院の	し、がんゲノム医療中核拠点病院及びがん
	整備を進めてきました。	ゲノム医療・  重携病院の整備が進められた。
		その後、令和元(2019)年7月の一部改
・ 国においては、「がんゲノム医療推進コンソーシアム懇談会」が設置され	・群馬県では、県立がんセンター及び群馬大学医学部附属病院が、がんゲノ	正によってがんゲノム医療拠点病院の類型
るなど、がんゲノム医療提供体制整備の具体的な進め方について検討が行	ム医療中核拠点病院(国立がん研究センター中央病院)の連携病院として、指	が新設された。
われています。	定されています。	令和5(2023)年3月時点で、全ての都
		道府県に、計243施設のがんゲノム医療
		中核拠点病院等が整備されている。」
✓ Boulsety of the the	ノ田川が出たが主体等	(取り組むべき施策)P16
イ 取り組むべき施策	イ取り組むべき施策	「国は、がんゲノム医療をより一層推進す
・群馬県及び群馬県がん診療車関協議会は、国が整備を進める「がんゲノム	・群馬県がん診療連携協議会は、国の「がんゲノム医療提供体制」の推進状況	る観点から、がんゲノム医療中核拠点病院

第3期1画	第4期抽案	備 考
医療提供体制」の検討状況を注視し、本県におけるがんゲノム医療の提供体制を検討します。	を注視し、本県におけるがんゲノム医療の提供体制を推進するとともに、がんゲノムについて、県民に対する正しい情報の提供に努めます。	等を中心とした医療提供体制の整備等を引き続き推進する。また、関係学会等と連携し、がん遺伝子パネル検査等の更なる有効性に係る科学的根拠を引き続き収集するとともに、必要な患者が、適切なタイミングでがん遺伝子パネル検査等及びその結果を踏まえた治療を受けられるよう、既存制度の見直しも含め検討する。」
④重粒子線台療の推進	③重粒子線台療の推進	
ア現状と課題	ア 現状と課題	
・ 本県では、群馬大学に重粒子線医学研究センターが設置され、放射線台療	・群馬県では、群馬大学に重粒子線医学研究センターが設置されており、放	
の一種である重粒子線台療が行われています。	射線台療の一種である重粒子線台療が行われています。	
重粒子線台療施設は、平成 30 年3月現在、国内5か所ありますが、群馬	・群馬大学の重粒子線台療施設は群馬大学、群馬県、市町村が共同設置し、	医務課
県は大学病院敷地内に設置しているのが特徴で、大学病院併設の重粒子線台	平成22年3月に治療を開始後、令和4年12月までに延べ6,142人の治	・第4期国計画にはないが、県がん対策推
療施設は国内唯一となります。	療を行っています。	進条例で、がん医療の充実のため、県が固
群馬大学、群馬県、市町村が共同設置し、平成 22 年3月に治療を開始後、	・ 令和5年3月現在、重粒子線台療施設は国内7か所にありますが、群馬大学	療機関等と連携し、講ずる施策として規定
平成 30 年3月までに延べ 2,711 人の治療を行っています。	の重粒子線治療施設は大学病院敷地内に設置しているのが特徴で、大学病院	されている。
	併設の重粒子線台療施設は国内で2か所のみとなっています。	第7 <del>条第4</del> 号
		重粒子線治療、がんゲノム医療等の高度
・重粒子線台療は、一部の疾患を除き、先進医療とされており、重粒子線の	・ 重粒子線台療は、先進医療または保険診療で実施されており、がんの種類	で先進的ながん治療の推進
治療費(314万円)は全額自己負担となりますが、通常の治療と共通する部	や進行度により適応は異なります。本県で重粒子線治療を開始したときは、	
分(診察、入院、検査、投薬などの費用)には公的医療保険が適用されます。	治療の全てが先進医療とされていましたが、平成28年4月からは骨軟部が	
なお、平成28年4月から骨軟部がん(切除計適応の骨や筋肉、血管、皮下	ん(切除非適応の骨や筋肉、血管、皮下組織などの軟部に発生する腫瘍)に、	
組織などの軟部に発生する腫瘍)に、さらに平成30年4月からは前立腺が	平成30年4月からは前立腺がん(転移のないもの)と頭頸部がん(口腔・咽	
ん(転移のないもの)と頭頸部がん(口腔・咽喉頭の扁平上皮がんを除く)に医	「喉頭の扁平上皮がんを除く)に、さらに令和4年4月からは大型の肝臓癌、肝	
療保険が適用されるようになり、がん治療の選択肢として身近な治療法にな	内胆管癌、膵臓癌等(いずれも切除不可能なものに限る)に医療保険が適用	
ってきています。	されるようになり、がん治療の選択肢として身近な治療法になってきていま	
これら以外の肺がんや肝臓がん、子宮頸がん、膵臓がんなどは、引き続き	す。	

先進医療が適用となります。

・これら以外の肺がんなどは、先進医療とされており、重粒子線の治療費

第3期抽	第4期計画案	備 考
	(314 万円)は全額自己負担となりますが、通常の治療と共通する部分(診	
	察、入院、検査、投薬などの費用)には公的医療保険が適用されます。	
  ・ 群馬大学及び群馬県は、各種パンフレットによる周知や医療機関への個別	・ 群馬大学及び群馬県は、各種パンフレットやホームページによる周知、治	
   訪問による説明など、重粒子線台療に関する情報是供に取り組んでいます。	療施設見学会の開催など、重粒子線台療の普及啓発や情報発信に取り組んで	
一方、平成 22 年3月の治療開始後には重粒子線治療の患者数は増加傾向が	います。	
続き、平成 26 年度には 496 人となったものの、平成 27 年度からは	・ 重粒子線台療の患者数は、平成22年3月に治療を開始してから順調に推	
300人台で推移している傾向にあります。	移し、平成27年度以降は減少したものの、平成30年度以降は増加傾向に	
	あります。令和元年度は 673 人、令和2年度は 731 人と、当初目標として	
	いた 600 人を大きく上回り、令和3年度は 761 人と過去最大の治療実績	
	を挙げています。	
引き続き、普及啓発や情報発信に努めるなど、重粒子線台療に適した患者	・引き続き、普及啓発や情報発信に努めるなど、重粒子線治療に適した患者	
が適切に治療につながり、安心して治療が受けられる体制の構築を図る必要	が適切に治療こつながり、安心して治療が受けられる体制の構築を図る必要	
があります。	があります。	
イ 取り組むべき施策	イ 取り組むべき施策	
・群馬大学及び群馬県は、治療に適した患者が適切に治療につながるよう、	・ 群馬大学及び群馬県は、治療に適した患者が適切に治療につながるよう、	
県内はもとより県外・国外に向けて、重粒子線台療の有効性や、対象疾患に関	県内はもとより県外・国外に向けて、重粒子線台療の有効性や、対象疾患に関	
する正確な情報提供・情報発信に取り組みます。	する正確な情報提供・情報発信に取り組みます。	
  ・ 群馬県は、重粒子線治療について医療保険の適用対象の拡大を国に求め	  ・ 群馬県は、重粒子線台療について医療保険の適用対象の拡大を国に求め	
るとともに、「群馬県重粒子線治療資金利子補給制度」の周知に努めるなど、	るなど、重粒子線治療を希望する患者が治療を受けやすい環境の整備に努	
重粒子線台療を希望する患者が治療を受けやすい環境の整備に努めます。	めます。	
【主な事業例】	【主な事業例】	
・ 重粒子線台療の普及啓発(ホームページ・パンフレット作成)	・ 重粒子線台療の普及啓発(ホームページ作成、重粒子線台療施設見学会の	
· 群馬県重粒子線台療資金利子補給制度 等	開催)等	

第3期:1画	第4期1 厘案	備考
⑤骨髄移植の促進 ア 現状と課題	④ <mark>造血幹細胞移植</mark> の促進 ア 現状と課題	楽務課 ・第4期国計画にはないが、県がん対策推
・ 本県では、群馬大学医学部附属病院及び群馬県済生会前橋病院の2病院が、認定施設として非血縁者間の骨髄の移植及び採取を行っています。	・ 群馬県では、群馬大学医学部附属病院及び群馬県済生会前橋病院の2病院 が、認定施設として非血縁者間の骨髄の移植及び採取を行っています。	進条例第15条で、骨髄移植の促進のため、 県が骨髄移植に携わる者と連携し、必要な 施策を講ずるとして規定されている。
・本県の骨髄バンク登録数は 5,022 人であり、第2期「推進計画」策定時から大幅に増加していますが、都道府県別に登録対象年齢人口千人あたりの登録数を見ると、本県の登録数は 5.90 人で、登録数の多い方から 37 位となっています。	・ 群馬県の骨髄バンク登録数は 6,446 人であり、第2期「推進計画」策定時から大幅に増加していますが、都道府県別に登録対象年齢人口千人あたりの登録数を見ると、本県の登録数は 7.61 人で、登録数の多い方から 32 位となっています。	
・ 群馬県は、群馬県骨髄バンク推進車絡協議会をはじめとする関係機関と連携し、移動採血車による献血会場でもドナー登録が行える「献血併行型骨髄移植ドナー登録会」を開催するなど、登録機会の拡大により骨髄移植ドナー登録者数の増加に取り組んでいます。	・ 群馬県は、群馬県骨髄ドナー登録推進会議をはじめとする関係機関と連携 し、移動採血車による献血会場でもドナー登録が行える「献血併行型骨髄移 植ドナー登録会」を開催するなど、登録機会の拡大により骨髄移植ドナー登 録者数の増加に取り組んでいます。	
・ 群馬県は、第2期「推進計画」策定後、市町村が実施する骨髄移植ドナー助成制度に対する補助制度を創設し、骨髄是供者に対する支援を実施するなど、骨髄移植のしやすい環境づくりを推進しています。	・ 群馬県は、第2期「推進計画」策定後、市町村が実施する骨髄移植ドナー助成制度に対する補助制度を創設し、骨髄提供者に対する支援を実施するなど、骨髄移植のしやすい環境づくりを推進しています。	
・ドナー登録者数こついて、増加傾向にあるものの、現状では、骨髄移植を必要としている患者の全てが骨髄移植を受けられる状況ではないため、引き続き、骨髄移植への理解と協力を深めるための普及啓発活動を推進し、登録者数を伸ばしていく必要があります。	・ドナー登録者数について、増加傾向にあるものの、現状では、骨髄移植を必要としている患者の全てが骨髄移植を受けられる状況ではないため、引き続き、骨髄移植への理解と協力を深めるための普及啓発活動を推進し、登録者数を伸ばしていく必要があります。	
イ 取り組むべき施策 ・ 群馬県は、関係機関と連携し、ドナー登録を増やすための普及啓発に努めるとともに、骨髄移植率の向上を図るため、骨髄提供者に対する支援を実施します。	イ 取り組むべき施策 ・ 群馬県は、関係機関と連携し、ドナー登録を増やすための普及啓発に努めるとともに、骨髄移植率の向上を図るため、骨髄提供者に対する支援を実施します。	

第3期1画	第4期1厘案	備考
【主な事業例】	【主な事業例】	
・群馬県がん対策推進協議会による検討	・献血並行型骨髄ドナー登録会の開催	
・群馬県がん診療・車制 症義会による検討	・骨髄移植ドナー支援事業	
・免疫療法に関する正しい情報の普及啓発	・大学・専門学校等での登録説明会の開催	
(ホームページ・ぐんまの安心がんサポートブックなど)	・ドナー登録が明真連絡会の開催	
・重粒子線台療の普及啓発(ホームページ・パンフレット作成)	・ドナー登録新規説明員養成研修会の開催	
·群馬県重粒子線台療資金利子補給制度	・若年層向け作成動画の配信等	
・献血並行型骨髄ドナー登録会の開催		
・骨髄移植ドナー支援事業 等		

第3期1個	第4期1厘案	備考
(2)チーム医療の推進	(2)チーム医療の推進	
<ul><li>目指す姿</li><li>・患者がそれぞれの状況に応じた質の高い医療を受けることができる。</li><li>・患者やその家族が、納得した上で治療にのぞむことができる。</li></ul>	目指す姿 <ul><li>患者がそれぞれの状況に応じた質の高い医療を受けることができる。</li><li>患者やその家族が、納得した上で治療にのぞむことができる。</li></ul>	
① キャンサーボード/クリティカルパス ア 現状と課題 ・ がん診療・連携拠・点病院等では、医師・看護師・薬剤師などが、診療科や職種を超えて集まり、がん患者の症状、治療方針等を検討・確認・共有するための検討会である「キャンサーボード」が実施されていますが、勤務医師が少ない病院では負担が大きく、新規治療開始患者における検討症例の割合や参加する職種は、病院や診療科ごとに差がある状況です。	① カンファレンス/クリティカルパス ア 現状と課題 ・ がん診療・ ・ がん診療・ ・ がん診療・ ・ がん診療・ ・ がん患者の症状、治療方針等を検討・ 確認・共有するための検討会である「カンファレンス」が実施されていますが、  ・ 新規治療用始患者における検討症例の割合や参加する職種は、病院や診療科でとに差がある状況です。	<ul> <li>・第4期国計画では、「キャンサーボード」 「クリティカルパス」について記載なし。</li> <li>・第3期国計画では、「キャンサーボード」に ついては、「チーム医療の推進」で触れられている。</li> </ul>
・ がん診療連携拠点病院現況報告書(平成 28 年度)によると、がん診療連携拠点病院において、がんと初めて診断された患者について、キャンサーボードで症例検討を行っている割合は、平均で 52%となっています。		
・ がん診療連携拠点病院等では、入院から退院までの治療、検査、看護ケア、 リハビリテーションなどの内容やタイムスケジュールを一覧表にした診療計 画書である「院内クリティカルパス」の整備が進んでいますが、病院ごとの整 備数及び適用患者数には差がある状況です。	・ がん診療連携拠点病院等では、入院から退院までの治療、検査、看護ケア、 リハビリテーションなどの内容やタイムスケジュールを一覧表にした診療計 画書である「院内クリティカルパス」の整備が進んでいますが、病院ごとの整 備数及び適用患者数には差がある状況です。	
イ 取り組むべき施策 ・ がん診療・車携拠点病院等は、医療従事者の連携を強化し、質の高いがん医療を提供するため、多職種参加型キャンサーボードの充実に努めます。	イ 取り組むべき施策 ・ がん診療・連携拠点病院等は、医療従事者の連携を強化し、質の高いがん医療を提供するため、多職種参加型カンファレンスの充実に努めます。	
・ 群馬県及び群馬県がん診療連携協議会は、がん診療連携拠点病院等の参 考となるよう、多職種参加型キャンサーボードの好事例の提供に努めます。	・ 群馬県及び群馬県がん診療連携協議会は、がん診療連携拠点病院等の参 考となるよう、多職種参加型力ンファレンスの好事例の提供に努めます。	
・ がん診療連携拠点病院等は、院内クリティカルパスの運用を推進し、チー	・ がん診療連携拠点病院等は、院内クリティカルパスの運用を推進し、チー	

第3期1画	第4期抽案	備 考
ム医療及びインフォームド・コンセントの充実に努めます。	ム医療及びインフォームド・コンセントの充実に努めます。	
		健康長寿社会づくり推進課
		「チーム医療の推進」P19
②医科梅科連携	②医科斯科連携	(現状·課題)
ア 現状と課題	ア現状と課題	「療養生活の質の維持・向上の観点から、食
・周術期における口腔機能管理は、手術後の細菌感染による肺炎などの合	・ 周術期における口腔機能管理は、手術後の細菌感染による肺炎などの合	事を通して栄養を摂取することや、治療
併症を防ぐことや、薬物療法・放射線療法に伴う口腔内の副作用を可能な限	併症を防ぐことや、薬物療法・放射線療法に伴う口腔内の副作用を可能な限	の合併症予防及びその病状軽減は重要で
り軽減するために重要です。がん診療連携拠点病院等をはじめとするがん治	り軽減するために重要です。がん診療連携拠点病院等をはじめとするがん治	あり、がん患者に対する口腔の管理に、歯
療を行う医療機関と地域の歯科医療機関との連携が始まっていますが、連携	療を行う医療機関と地域の歯科医療機関との連携が始まっていますが、連携	科医師や歯科衛生士等の口腔ケアチーム
体制を強化する必要があります。	体制を強化する必要があります。	また、適切な栄養管理に、医師、看護師、
		管理栄養士、言語聴覚士等の栄養サポート
		チームと連携しつつ対応することが求めら
		れている。」
イ 取り組むべき施策	イ 取り組むべき施策	(取り組むべき施策)
・群馬県、群馬県歯科医師会、群馬県がん診療・連携症義会及びがん診療・連携	・群馬県、群馬県歯科医師会、群馬県がん診療連携協議会及びがん診療連携	「拠点病院等は、院内や地域の歯科医師・
拠点病院等は、医科歯科連携体制構築の取組を一層推進します。	拠点病院等は、医科療科連携体制構築の取組を一層推進します。	歯科衛生士等と連携し、医科歯科連携によ
		るがん患者の口腔の管理の推進に引き網
・群馬県は、がん治療における周が期の口腔管理の重要性について、県民、	・ 群馬県は、がん治療こおける周術期の口腔管理の重要性について、県民、	-   き取り組む。また、栄養サポートチーム等
医療・福祉関係者に普及啓発を図ります。	医療・福祉関係者に普及啓発を図ります。	の専門チームと連携し、栄養指導や管理を
		行う体制の整備に引き続き取り組む。」
【主な事業例】	【主な事業例】	
・群馬県がん対策推進協議会による検討	・	
・群馬県がん診療連携協議会による検討	・群馬県がん診療連携協議会による検討	
・医科・大学・医科・神経・神経・神経・神経・神経・神経・神経・神経・神経・神経・神経・神経・神経・	・医科歯科連携講習会の開催	
・周が期における口腔管理に関する普及啓発	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(ホームページ・ぐんまの安心がんサポートブック)等	(ホームページ・ぐんまの安心がんサポートブック)等	
	( 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 7 3 7 3 7 3 7 3 7 3	

<ul> <li>・患者が医療行為を受ける前に、医師から分かりやすく十分な説別を受け、その内容について十分理解し、納得した上で、その医療行為に同意する「インフォームド・コンセント」について、従前から医師の説別と患者の理解に乖離が生じやすいと言われています。</li> <li>・医師の説別内容を患者や家族が正しく理解できるようするため、多くのがん診療連携拠点病院等においては、インフォームド・コンセントに看護師等の同席が十分にできていない状況があります。また、院内でインフォームド・コンセントの実施状況を評価する仕組みも十分ではない状況です。</li> <li>・群馬県は、研修や資格取得支援事業をとおして、がん分野における看護師の育成を支援してきましたが、かんに関する知識を有した看護師を病院内で育効に活用できる環境の整備が求められています。</li> <li>・群馬県は、研修や資格取得支援事業をとおして、がん分野における看護師の育成を支援してきましたが、かんに関する知識を有した看護師を病院内で育効に活用できる環境の整備が求められています。</li> </ul>	インフォームド・コンセント/セカンドオピニオン ・ 現状と課題 ・ ま者が医療行為を受ける前に、医師から分かりやすく十分な説明を受け、 の内容について十分理解し、納得した上で、その医療行為に同意する「インナームド・コンセント」について、従前から医師の説明と患者の理解に乖離 主じやすいと言われています。  医師の説明内容を患者や家族が正しく理解できるようするため、多くのな  家東連携拠点病院等においては、インフォームド・コンセントに看護所等の	ピニオン P60「デジタル化の推進」 「国は、患者やその家族等のアクセス向上 かいりやすく十分な説明を受け、 や、医療・福祉・保健サービスの効率的・効 で、その医療行為に同意する「イン 果的な提供の観点から、安心かつ安全なオ 、医師の説明と患者の理解こ乖離 ンライン診療の提供やeコンセント(電磁的
<ul> <li>ア 現状と課題         <ul> <li>・患者が医療行為を受ける前こ、医師から分かりやすく十分な説明を受け、その内容について十分理解し、納得した上で、その医療行為に同意する「インフォームド・コンセント」について、従前から医師の説明と患者の理解に乖離が生じやすいと言われています。</li> <li>・ 医師の説明内容を患者や家族が正しく理解できるようするため、多くのがん診療連携拠点解院等においては、インフォームド・コンセントに看護所等の同席が十分にできていない状況があります。また、院内でインフォームド・コンセントに看護所等の同席が十分にできていない状況があります。また、院内でインフォームド・コンセントの実施状況を評価する仕組みも十分ではない状況です。</li> <li>・ 群馬県は、研修や資格取得支援事業をとおして、がん分野における看護師を病院内で有効に活用できる環境の整備が求められています。</li> </ul> </li> <li>・ 群馬県は、研修や資格取得支援事業をとおして、がん分野における看護師を病院内で育放を支援してきましたが、がんに関する知識を有した看護師を病院内で育成を支援してきる環境の整備が求められています。</li> <li>・ 群馬県は、研修や資格取得支援事業をとおして、がん分野における看護師を病院内で育成を支援してきましたが、がんに関する知識を有した看護師を病院内で育成を支援し、一定の増加が図られました。また、認定看護師則関お特定行為一種と大きではないます。</li> <li>・ 詳晰に対しています。とおして、がん分野における看護師の育成を支援し、一定の増加が図られました。また、認定看護師則関お特定行為一種と仕せて受講する制度(特定認定看護師)へと移行が進んでいます。認定看護師制度は新たにするがと併せて受講する制度(特定認定看護師)へと移行が進んでいます。認定看護師制度は新たにする情態の事門看護師等はかんに関する高度な知識や技術を有しており、病院</li> </ul>	7 現状と課題 患者が医療行為を受ける前に、医師から分かりやすく十分な説明を受け、 の内容について十分理解し、納得した上で、その医療行為に同意する「イン オームド・コンセント」について、従前から医師の説明と患者の理解に乖離 生じやすいと言われています。 医師の説明内容を患者や家族が正しく理解できるようするため、多くのか 多療動携拠点病院等においては、インフォームド・コンセントに看護所等の	「国は、患者やその家族等のアクセス向上 分かりやすく十分な説明を受け、 や、医療・福祉・保健サービスの効率的・効 で、その医療行為に同意する「イン 果的な提供の観点から、安心かつ安全なオ 医師の説明と患者の理解に乖離 ンライン診療の提供やeコンセント(電磁的
<ul> <li>・患者が医療行為を受ける前に、医師から分かりやすく十分な説明を受け、その内容について十分理解し、納得した上で、その医療行為に同意する「インフォームド・コンセント」について、従前から医師の説明と患者の理解に乖離が生じやすいと言われています。</li> <li>・ 医師の説明内容を患者や家族が正しく理解できるようするため、多くのがん診療連携拠点病院等においては、インフォームド・コンセントに看護師等の同席が十分にできていない状況があります。また、院内でインフォームド・コンセントの実施状況を評価する仕組みも十分ではない状況です。</li> <li>・ 群馬県は、研修や資格取得支援事業をとおして、がん分野における看護師の育成を支援してきましたが、がんに関する知識を有した看護師を病院内で育効に活用できる環境の整備が求められています。</li> <li>・ 群馬県は、研修や資格取得支援事業をとおして、がん分野における看護師の育成を支援してきる環境の整備が求められています。</li> <li>・ 群馬県は、研修や資格取得支援事業をとおして、がん分野における看護師の育成を支援してきましたが、がんに関する知識を有した看護師を病院内で育成と支援してきましたが、がんに関する知識を有した看護師を病院内で育成を支援してきましたが、がんに関する知識を有した看護師を病院内で育成を支援しています。認定看護師の資格取得支援事業をとおして、がん分野における看護師で育成を支援してきましたが、がんに関する知識を有した看護師を病院内で育成を支援してきましたが、がんに関する知識を有したままた。認定看護師の資格取得支援事業をとおして、がん分野の認定看護師の資格取得で表しており、病院</li> <li>・ がん分野の認定看護師の資格取得で表しています。認定看護師や原門電節が関い合いでいます。認定看護師や原門電節が関い合いでいます。認定看護師や別様を併せて受講する制度(特定認定看護師)人と移行が進んでいます。認定看護師と併せて受講する制度へと移ており、病院</li> </ul>	患者が医療行為を受ける前に、医師から分かりやすく十分な説明を受け、 の内容について十分理解し、納得した上で、その医療行為に同意する「インナームド・コンセント」について、従前から医師の説明と患者の理解に乖離 主じやすいと言われています。 医師の説明内容を患者や家族が正しく理解できるようするため、多くのな 家家連携拠点病院等においては、インフォームド・コンセントに看護所等の	分かりやすく十分な説明を受け、 や、医療・福祉・保健サービスの効率的・効で、その医療行為に同意する「イン 果的な提供の観点から、安心かつ安全なオル医師の説明と患者の理解に乖離 ンライン診療の提供やeコンセント(電磁的
その内容について十分理解し、納得した上で、その医療行為に同意する「インフォームド・コンセント」について、従前から医師の説明と患者の理解に乖離が生じやすいと言われています。  ・ 医師の説別内容を患者や家族が正しく理解できるようするため、多くのがん診療連携拠点病院等においては、インフォームド・コンセントに看護師等の同席が十分にできていない状況があります。また、院内でインフォームド・コンセントの実施状況を評価する仕組みも十分ではない状況です。  ・ 群馬県は、研修や資格取得支援事業をとおして、がん分野における看護師の育成を支援してきましたが、がんに関する知識を有した看護師を病院内で、有効に活用できる環境の整備が求められています。  ・ 群馬県は、研修や資格取得支援事業をとおして、がん分野における看護師の育成を支援してきる環境の整備が求められています。  ・ 群馬県は、研修や資格取得支援事業をとおして、がん分野における看護師の育成を支援してきる環境の整備が求められています。  ・ 群馬県は、研修や資格取得支援事業をとおして、がん分野における看護師の育成を支援してきましたが、がんに関する知識を有した看護師を病院内で、育成を支援し、一定の増加が図られました。また、認定看護師り度は特定行為 支援は終了。認定看護師り度は特定においており、病院 でおり、病院	の内容について十分理解し、納得した上で、その医療行為に同意する「インナームド・コンセント」について、従前から医師の説明と患者の理解に乖離 まじやすいと言われています。 医師の説明内容を患者や家族が正しく理解できるようするため、多くので 多療連携拠点病院等においては、インフォームド・コンセントに看護所等の	で、その医療行為に同意する「イン 果的な提供の観点から、安心かつ安全なオ 医師の説明と患者の理解に乖離 ンライン診療の提供やeコンセント(電磁的
フォームド・コンセント」について、従前から医師の説明と患者の理解こ乖離が生じやすいと言われています。 フォームド・コンセント」について、従前から医師の説明と患者の理解こ乖離が生じやすいと言われています。 フォームド・コンセント」について、従前から医師の説明と患者の理解こ乖離が生じやすいと言われています。 ・ 医師の説明内容を患者や家族が正しく理解できるようするため、多くのがん診療・動物処点病院等においては、インフォームド・コンセントに看護師等の同席が十分にできていない状況があります。また、院内でインフォームド・コンセントの実施状況を評価する仕組みも十分ではない状況です。 ・ 群馬県は、研修や資格取得支援事業をとおして、がん分野における看護師の育成を支援してきましたが、がんに関する知識を有した看護師を病院内で育成を支援してきる環境の整備が求められています。 ・ 群馬県は、研修や資格取得支援事業をとおして、がん分野における看護師の育成を支援してきる環境の整備が求められています。	ナームド・コンセント」について、従前から医師の説明と患者の理解に乖離 生じやすいと言われています。 医師の説明内容を患者や家族が正しく理解できるようするため、多くのな 家家連携拠点病院等においては、インフォームド・コンセントに看護所等の	医師の説明と患者の理解に乖離 ンライン診療の提供やeコンセント(電磁的
が生じやすいと言われています。  方法によるインフォームド・コンセント 活用、地方公共団体や医療機関におけ、活用、地方公共団体を関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関	生じやすいと言われています。 医師の説明内容を患者や家族が正しく理解できるようするため、多くのが 多療連携拠点病院等においては、インフォームド・コンセントに看護所等の	
<ul> <li>・ 医師の説別内容を患者や家族が正しく理解できるようするため、多くのがん診療連携拠点病院等においては、インフォームド・コンセントに看護師等の医師以外の職種の同席を基本としています。しかし、人材不足で看護所等の同席が十分にできていない状況があります。また、院内でインフォームド・コンセントの実施状況を評価する仕組みも十分ではない状況です。</li> <li>・ 群馬県は、研修や資格取得支援事業をとおして、がん分野における看護師を病院内で育効に活用できる環境の整備が求められています。</li> <li>・ 群馬県はできる環境の整備が求められています。</li> </ul> ・ 産師の説別内容を患者や家族が正しく理解できるようするため、多くのがん診療連携拠点病院等においては、インフォームド・コンセントに看護師等の同席が十分にできていない状況があります。また、院内でインフォームド・コンセントの実施状況を評価する仕組みも十分ではない状況です。 <ul> <li>・ 群馬県は、研修や資格取得支援事業をとおして、がん分野における記定看護師の資格取得を表してきましたが、がんに関する知識を有した看護師を病院内で育成を支援してきましたが、がんに関する知識を有した看護師を病院内で育成を支援し、一定の増加が図られました。また、認定看護師制度は特定行為研修と併せて受講する制度(特定認定看護師)へと移行が進んでいます。認定看護師制度は新たに有法師や専門看護師等はがんに関する高度な知識や技術を有しており、病院 <ul> <li> でおり、特定行為研修への支援を実施。でおり、特定行為研修と併せて受講する制度へと移行が進んでいます。認定</li> </ul></li></ul>	医師の説明内容を患者や家族が正しく理解できるようするため、多くの7 勿察・車携拠点病院等においては、インフォームド・コンセントに看護師等の	+:+:- L7 /:
<ul> <li>・ 医師の説別内容を患者や家族が正しく理解できるようするため、多くのがん診療連携拠点病院等においては、インフォームド・コンセントに看護所等の医師以外の職種の同席を基本としています。しかし、人材不足で看護所等の同席が十分にできていない状況があります。また、院内でインフォームド・コンセントの実施状況を評価する仕組みも十分ではない状況です。</li> <li>・ 群馬県は、研修や資格取得支援事業をとおして、がん分野における看護師を有効に活用できる環境の整備が求められています。</li> <li>・ 群馬県はできる環境の整備が求められています。</li> <li>・ 群馬県はできるようするため、多くのがん診療・主がいては、インフォームド・コンセントに看護所等の同席が十分にできていない状況があります。また、院内でインフォームド・コンセントの実施状況を評価する仕組みも十分ではない状況です。</li> <li>・ 群馬県は資格取得支援事業をとおして、がん分野における認定看護師の資格取得支援事業をとおして、がんか野の認定看護師の資格取得支援事業をとおして、がんか野の認定看護師の資格取得支援事業をとおして、ないが、かんに関する知識を有した看護師を病院内で育成を支援してきましたが、がんに関する知識を有した看護師を病院内で育成を支援し、一定の増加が図られました。また、認定看護師制度は特定行為研修と併せて受講する制度(特定認定看護師)へと移行が進んでいます。認定看護師制度は新たに発表が、特定行為研修と併せて受講する制度の支援を実施。</li> </ul>	今寮車携拠点病院等においては、インフォームド・コンセントに看護i等の	
ん診療・単携拠点病院等においては、インフォームド・コンセントに看護師等の 医師以外の職種の同席を基本としています。しかし、人材不足で看護師等の 同席が十分にできていない状況があります。また、院内でインフォームド・コンセントの実施状況を評価する仕組みも十分ではない状況です。 ・ 群馬県は、研修や資格取得支援事業をとおして、がん分野における看護師 の育成を支援してきましたが、がんに関する知識を有した看護師を病院内で 有効に活用できる環境の整備が求められています。 ・ がん分野における看護師 育成を支援してきましたが、がんに関する知識を有した看護師を病院内で 有効に活用できる環境の整備が求められています。	今寮車携拠点病院等においては、インフォームド・コンセントに看護i等の	活用、地方公共団体や医療機関における会
医師以外の職種の同席を基本としています。しかし、人材不足で看護師等の同席が十分にできていない状況があります。また、院内でインフォームド・コンセントの実施状況を評価する仕組みも十分ではない状況です。  ・ 群馬県は、研修や資格取得支援事業をとおして、がん分野における看護師の育成を支援してきましたが、がんに関する知識を有した看護師を病院内で有効に活用できる環境の整備が求められています。  ・ 群馬県は、一定の増加が図られました。また、認定看護師制度は特定行為研修と併せて受講する制度(特定認定看護師)へと移行が進んでいます。認定 行為研修と併せて受講する制度へと移行が進んでいます。認定 ており、特定行為研修と併せて受講する制度へと移行が進んでいます。認定 ており、特定行為研修と併せて受講する制度へと移		解できるようするため、多くのが   議のオンライン化、相談支援のオンライン
同席が十分にできていない状況があります。また、院内でインフォームド・コンセントの実施状況を評価する仕組みも十分ではない状況です。  ・ 群馬県は、研修や資格取得支援事業をとおして、がん分野における看護師の育成を支援してきましたが、がんに関する知識を有した看護師を病院内で有効に活用できる環境の整備が求められています。  ・ 群馬県は、資格取得支援事業をとおして、がん分野における認定看護師の資格取得で支援してきましたが、がんに関する知識を有した看護師を病院内で有効に活用できる環境の整備が求められています。  ・ 群馬県は資格取得支援事業をとおして、がん分野における認定看護師の資格取得で支援してきましたが、がんに関する知識を有した看護師を病院内で有効に活用できる環境の整備が求められています。  ・ がん分野の認定看護師の資格取得で支援し、一定の増加が図られました。また、認定看護師制度は特定行為研修と併せて受講する制度(特定認定看護師)へと移行が進んでいます。認定行為研修と併せて受講する制度へと移行が進んでいます。認定でおり、病院	取りない とうしゅう ファイン カン	ナームド・コンセントに看護一等の 化に向けた取組を推進する。」
ンセントの実施状況を評価する仕組みも十分ではない状況です。  ・ 群馬県は、研修や資格取得支援事業をとおして、がん分野における看護師の育成を支援してきましたが、がんに関する知識を有した看護師を病院内で育効に活用できる環境の整備が求められています。  ・ 群馬県は資格取得支援事業をとおして、がん分野における認定看護師の資格取得の育成を支援してきましたが、がんに関する知識を有した看護師を病院内で育成を支援し、一定の増加が図られました。また、認定看護師制度は特定行為研修と併せて受講する制度(特定認定看護師)へと移行が進んでいます。認定行為研修と併せて受講する制度へと移行が進んでいます。認定である。この支援を実施。	ルグトン明煌の内所で基本としているり。しかし、人材インとで自設中守の	。しかし、人材不足で看護師等の
・ 群馬県は、研修や資格取得支援事業をとおして、がん分野における看護師 の育成を支援してきましたが、がんに関する知識を有した看護師を病院内で 育成を支援し、一定の増加が図られました。また、認定看護師制度は特定行為 す援は終了。認定看護師制度は新たに有効に活用できる環境の整備が求められています。 ・ がん分野の認定看護師の資格取得 支援は終了。認定看護師制度は新たに特にで受講する制度(特定認定看護師)へと移行が進んでいます。認定 行為研修と併せて受講する制度へと移 看護師や専門看護師等はがんに関する高度な知識や技術を有しており、病院 ており、特定行為研修への支援を実施。	おが十分にできていない状況があります。また、院内でインフォームド・□	た。また、院内でインフォームド・コ
の育成を支援してきましたが、がんに関する知識を有した看護師を病院内で 有効に活用できる環境の整備が求められています。 有効に活用できる環境の整備が求められています。 電護師や専門看護師等はがんに関する高度な知識や技術を有しており、病院 でおり、特定行為研修への支援を実施。	2ントの実施状況を評価する仕組みも十分ではない状況です。	分ではない状況です。
の育成を支援してきましたが、がんに関する知識を有した看護師を病院内で 有効に活用できる環境の整備が求められています。 有効に活用できる環境の整備が求められています。 電護師や専門看護師等はがんに関する高度な知識や技術を有しており、病院 でおり、特定行為研修への支援を実施。		
有効に活用できる環境の整備が求められています。 研修と併せて受講する制度(特定認定看護師)へと移行が進んでいます。認定 行為研修と併せて受講する制度へと移 看護師や専門看護師等はがんに関する高度な知識や技術を有しており、病院 ており、特定行為研修への支援を実施。	詳馬県は、研修や資格取得支援事業をとおして、がん分野における看護	がん分野における認定看護師の ・ がん分野の認定看護師の資格取得への
看護師や専門看護師等はがんに関する高度な知識や技術を有しており、病院 ており、特定行為研修への支援を実施。	<b>う成を支援してきましたが、がんに関する知識を有した看護師を病院内</b>	また、認定看護師側度は特定行為 支援は終了。認定看護師側度は新たに特定
	かに活用できる環境の整備が求められています。	m)へと移行が進んでいます。認定 行為研修と併せて受講する制度へと移行し
で専門性を発揮できるような環境整備が求められています。		な知識や技術を有しており、病院 ており、特定行為研修への支援を実施。
		なめられています。 医務課
・ 担当以外の医師こ診断や治療方法の意見を聞く「セカンドオピニオン」に ・ 担当以外の医師こ診断や治療方法の意見を聞く「セカンドオピニオン」に P41「社会連携に基づく緩和ケア等の	3当以外の医師に診断や治療方法の意見を聞く「セカンドオピニオン」に	きを聞く「セカンドオピニオン」に P41「社会連携に基づく緩和ケア等のがん
ついて、利用状況は増加傾向にありますが、患者が納得した治療方針を選択 ついて、利用状況は増加傾向にありますが、患者が納得した治療方針を選択 対策・患者支援」(現状・課題)	いて、利用状況は増加傾向にありますが、患者が納得した治療方針を選択	、患者が納得した治療方針を選択 対策・患者支援」(現状・課題)
する有効な手段となることから、更なる普及啓発を図る必要があります。 する有効な手段となることから、更なる普及啓発を図る必要があります。 「令和4(2022)年整備指針改定にる	6有効な手段となることから、更なる普及啓発を図る必要があります。	及啓発を図る必要があります。 「令和4(2022)年整備指針改定におい
て、拠点病院等の指定要件として、「「		て、拠点病院等の指定要件として、「医師
からの診断結果や病状の説明時及び		からの診断結果や病状の説明時及び治療
方針の決定時等において、すべてのに		方針の決定時等において、すべてのがん
患者とその家族に対して、他施設でセ		患者とその家族に対して、他施設でセカン
		明すること」等が追加され、更なる推進を
図っている。」		図っている。」
		「患者体験調査によると、がん治療前に、担
		当医からセカンドオピニオンについて話を
ゴニックログライ リー・ファイン ( )   受けたがん患者の割合は、平成 26		

第3期1画	第4期1	備 考
		(2014)年度で40.3%、平成30 (2018)年度で34.9 %と、減少している。「話はなかった」と回答した人65.1%)のうち、9.1%が自分や家族からセカンドオピニオンについて尋ねており、患者や家族のニーズに対応できていないとの指摘がある。」
イ 取り組むべき施策 ・ がん診療・財処点病院等は、がん患者の理解を助けるため、がん看護専門 看護師及び認定看護師をはじめとする看護師が同席した上でのインフォーム ド・コンセントの実施に努めるとともに、必要に応じて臨床心理士やソーシャ ルワーカー等の職種との連携に努めます。	イ 取り組むべき施策 ・ がん診療・財拠・点病院等は、がん患者の理解を助けるため、がん看護専門 看護師及び認定看護師をはじめとする看護師が同席した上でのインフォーム ド・コンセントの実施に努めるとともに、必要に応じて公認心理師やソーシャ ルワーカー等の職種との連携に努めます。	
・ 群馬県は、がん分野における看護師の育成や認定看護師資格の取得支援 に努めます。また、群馬県及びがん診療・車携拠点病院等は、資格取得後の効 果的な働き方について検討します。	・ 群馬県は、がん分野における特定認定看護師の資格取得を支援していきます。また、群馬県及びがん診療連携拠点病院等は、資格取得後の効果的な働き方について検討します。	
・ 群馬県は、国が実施を予定しているがん患者に対する調査を活用し、インフォームド・コンセントやセカンドオピニオンの実施状況が、がん診療連携拠点病院等にフィードバックされる仕組みを検討します。	・ 群馬県は、国が実施を予定しているがん患者に対する調査を活用し、インフォームド・コンセントやセカンドオピニオンの実施状況を、がん診療・連携拠点病院等にフィードバックします。	
<ul> <li>群馬県は、インフォームド・コンセント時における医師の説明と患者の理解の乖離を埋めるため、広く大人向けのがん教育を推進します。</li> <li>・群馬県及びがん診療連携拠点病院等は、患者やその家族が納得して治療を選択することができるようにするため、セカンドオピニオンの普及啓発に努めます。</li> </ul>	・ 群馬県及びがん診療・連携拠点病院等は、地域の実情に応じた患者支援体制の構築のため、都道府県がん診療・連携協議会において、セカンドオピニオンを受けられる医療機関や、緩和ケア及び在宅医療等へのアクセスに関する情報提供の在り方について検討します。	P41(取り組むべき施策) 拠点病院等は、地域の実情に応じた患者支援体制の構築のため、都道府県がん診療連携協議会において、セカンドオピニオンを受けられる医療機関や、緩和ケア及び在宅医療等へのアクセスに関する情報提供の在り方について検討する。

第3期1画	第4期1厘案	備考
【主な事業例】 ・群馬県がん対策推進協議会による検討 ・群馬県がん診療・車関協議会による検討 ・医科・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・	【主な事業例】 ・群馬県がん対策推進協議会による検討 ・群馬県がん診療連携協議会による検討 ・医科歯科連携講習会の開催 ・周術期における口腔管理に関する普及啓発 (ホームページ・ぐんまの安心がんサポートブック) ・がんに関する普及啓発(大人向けのがん教育) ・セカンドオピニオンに関する普及啓発 (ホームページ・ぐんまの安心がんサポートブック)等	

第3期計画	第4期il画案	備 考
(3)がんのリハビリテーション医療	(3)がんのリハビリテーション医療	
目指す姿 ・病状の進行や治療こより、日常生活動作に障害を来し悩む患者を少なくす る。	目指す姿 ・病状の進行や治療により、日常生活動作に障害を来し悩む患者を少なくす る。	
ア 現状と課題 ・ がんの治療の影響から、嚥下や呼吸運動等の日常生活動作に障害が生じることがあります。また、症状の進行に伴い、次第に日常生活動作に障害を来し、生活の質が低下することがしばしば見られますが、これらを未然に防ぐ観点から、がん領域でのリハビリテーションの重要性が指摘されています。	ア 現状と課題 ・ がんの治療の影響から、嚥下や呼吸運動等の日常生活動作に障害が生じることがあります。また、症状の進行に伴い、次第に日常生活動作に障害を来し、生活の質が低下することがしばしば見られますが、これらを未然に防ぐ観点から、がん領域でのリハビリテーションの重要性が指摘されています。	
・ 本県は、がん診療車携拠点病院等をはじめとする県内 32 の病院が、規定の研修を修了している医師並びに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が従事していることなどが要件となっている「がん患者リハビリテーション料」の施設基準に適合する施設として届出しています。	・ がん診療連携拠点病院等をはじめとする県内33の病院が、規定の研修を修了している医師並びに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が従事していることなどが要件となっている「がん患者リハビリテーション料」の施設基準に適合する施設として届出しています。	
・ 国は、第3期「基本計画」において、がん診療連携拠点病院をはじめとする 病院におけるリハビリテーションのあり方について、3年以内に検討し、普及 に努めるとしています。		
	・がん診療連携拠点病院等は、がんのリハビリテーションに携わる専門的な 知識及び技能を有する医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の診療 従事者を配置するよう努めています。	(現状・課題)P20 「令和4(2022)年整備指針改定において、拠点病院等は、がんのリハビリテーションに携わる専門的な知識及び技能を有する医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の診療従事者を配置することが望ましいとした。」
イ 取り組むべき施策	イ 取り組むべき施策	P21(取り組むべき施策)
・ 群馬県、群馬県がん診療連携協議会及びがん診療連携拠点病院等は、がん	・群馬県、群馬県がん診療・連携協議会及びがん診療・連携拠点病院等は、がん	「国及び都道府県は、研修を受講した医師
のリハビリテーションに関わる医師をはじめとする医療従事者の育成に努め	のリハビリテーションに関わる医師をはじめとする医療従事者の育成に努め	や看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴
ます。	ます。	覚土等の拠点病院等への配置を推進し、入

AL 0 1195 155	hts 4 Har-1	
第3期抽	第4期1	備 考
・ 群馬県、群馬県がん診療連携協議会及びがん診療連携拠点病院等は、国の 検討状況を踏まえ、がん患者のリハビリテーションの提供体制の整備を推進 します。	・ 群馬県、群馬県がん診療連携協議会及びがん診療連携拠点病院等は、効果 的・継続的ながん患者のリハビリテーションの提供体制の整備を推進します。	院に加え外来においても、効果的・継続的 ながんのリハビリテーション提供体制の整 備を推進する。」
【主な事業例】 ・がん患者リハビリテーションに関する講習会の開催 等	【主な事業例】 ・がん患者リハビリテーションに関する講習会の開催 等	

第3期間	第4期計画案	備考
(4)支持療法の推進	(4)支持療法の推進	
目指す姿 ・病状の進行や治療に伴う副作用・合併症・後遺症で悩む患者を少なくす る。	目指す姿 ・病状の進行や治療に伴う副作用・合併症・後遺症で悩む患者を少なくす る。	
ア現状と課題	   ア 現状と課題	
・ がんによる症状や治療に伴う副作用・合併症・後遺症に関する悩みのうち、しびれ(末梢神経障害)をはじめとした薬物療法に関連した悩みの割合が増加しているとの調査結果があります。	・患者体験調査等によると、治療による副作用の見通しを持てた患者の割合は、60.9%、身体的なつらさがある時に、すぐに医療スタッフに相談ができると思う患者の割合は、37.2%、外見の変化に関する相談ができた患者の割合は33.3%となっています。 ・ がん治療に伴う副作用・合併症・後遺症を軽減し、患者のQOLを向上させるため、支持療法の提供体制の整備の一層の充実が求められています。	(現状・課題)P22 「患者体類調査等によると、治療による副作用の見通しを持てた患者の割合は、成人について 61.9%、小児について69.2%、身体的なつらさがある時に、すぐに医療スタッフに相談ができると思う患者の割合は、成人について 46.5%、外見の変化に関する相談ができた患者の割合は、成人について 28.3%、小児について 51.8%となっている。」
		「専門的なケアを実施する外来については、拠点病院等を中心に設置が進められてきた。リンパ浮腫外来が設置されている拠点病院の割合は、令和3(2021)年度で56.1%、ストーマ外来が設置されている拠点病院等の割合は、90.3%となっており、いずれも増加しているが、支持療法の提供体制の整備の一層の充実が求められる。」
- ・ 支持療法については、診療に関するガイドラインが少なく、標準的治療が	    ・ 支持療法については、診療に関するガイドラインが少なく、標準的治療が	(現状・課題)P22 「厚生労働科学研究において、がん治療に
・ 文分原法については、診療に関するカイトラインが少なく、標準が治療が確立していない状況です。国は、第3期「基本計画」において、「支持療法に関	・ 交持原因に りい では、診療に関するカイド クインが少なく、標準が危険が   確立していない状況です。国は、第4期「基本計画」において、「がん患者の精	「学生力圏が子が元」このいて、かん石原に     伴う副作用・合併症・後遺症を軽減し、患者
する診療ガイドライン」を作成することとしています。	神心理的な支援に関する診療ガイドライン」等を作成することとしています。	のQOLを向上させるため、支持療法に関

第3期抽	第4期抽案	備考
第3期計画  イ取り組むべき施策 ・ がん診療・車・ がん診療・車・ がん診療・車・ がん診療・車・ 大きをできる では、 国が作成を予定している「支持療法に関する 診療ガイドライン」に基づく支持療法の提供に努めます。 ・ 群馬県及び群馬県がん診療・車・ 協議会は、診療における支持療法の重要性について、県民、医療・福祉関係者に周知を図ります。  【主な事業例】 ・ 支持療法に関する普及啓発(ホームページ・ぐんまの安心がんサポートブック)等	第4期計画案  1 取り組むべき施策  ・ がん診療連携拠点病院等は、薬物療法による合併症に関するガイドラインや国が作成を予定している「がん患者の精神心理的な支援に関するガイドライン」等に基づく支持療法の提供に努めます。  ・ 群馬県及び群馬県がん診療連携協議会は、診療における支持療法の重要性について、県民、医療・福祉関係者に周知を図ります。	備 考 する実態の把握、均てん化を目指した研究が行われているほか、薬物療法による合併症に関するガイドラインの改訂、がん患者の精神心理的な支援に関する診療ガイドラインの作成等が進められている。」

第3期1画	第4期10案	備 考
	(5)好孕性温存療法 目指す姿 好孕性温存療法及び温存後生殖補助医療について、がん患者やその家族、 医療従事者等が、治療開始前に生殖機能への影響について認識し、がん患者 やその家族が、適切に意思決定ができている。	・第4期国計画では、「妊孕性温存療法について」P27新規項目となっている。
ア 現状と課題 ・ 小児及びAYA世代のがん患者については、がんの治療により、将来子どもを持つことが困難になる場合があります。そのため、小児及びAYA世代のがん患者の治療においては、がん治療を最優先としつつ、患者の生殖機能の温存に配慮した相談支援・情報提供が行われるとともに、生殖医療との連携が重要になります。一方で、生殖機能の温存に係る医療は公的医療保険が適用とならず、経済的な負担が課題となります。	ア 現状と課題 ・ 小児及びAYA世代のがん患者については、がんの治療により、将来子どもを持つことが困難になる場合があります。そのため、小児及びAYA世代のがん患者の治療においては、がん治療を最優先としつつ、患者の生殖機能の温存に配慮した相談支援・情報提供が行われるとともに、生殖医療との連携が重要になります。 また、妊孕性温存療法は、高額な自費診療であり、がん患者等にとって経済的負担となっています。 このような状況を踏まえ、令和3年度から、群馬県小児・AYA世代のがん	精卵子、卵巣組織、精子を採取し長期的に 凍結保存することは、高額な自費診療であ り、がん患者等にとって経済的負担となっ ている。 ・小児・AYA 世代の妊孕性温存療法助成事
	<ul> <li>・ がん診療連携拠点病院等の整備指針(令和4(2022)年)において、「自施設において、がん・生殖医療に関する意思決定支援を行うことができる診療従事者の配置・育成に努めること」が要件として定められています。</li> </ul>	業(令和3年度~) 令和4(2022)年整備指針改定において、拠点病院等には各地域のがん・生殖医療ネットワークに加入し、研究促進事業へ参画すること、妊孕性温存療法及びがん治療後の生殖補助医療に関する情報提供及び意思決定支援を行う体制を整備することを求めている。
イ 取り組むべき施策 ・ 群馬県及び群馬県がん診療・ ・ 群馬県及び群馬県がん診療・ ・ 群馬県及び群馬県がん診療・ ・ 対点・ A YA世代のがん患者の治療における生殖機能の温存について、がん患者や家族も含めた県民及び医療関係者に対する普及啓発に努めます。また、群馬県は、公的医療保険の適用について、国の対応を求めます。	イ 取り組むべき施策 ・ 群馬県及び群馬県がん診療連携協議会は、国の検討状況を踏まえ、小児・A YA世代のがん患者の治療における生殖機能の温存について、がん患者や家族も含めた県民及び医療関係者に対する普及啓発に努めます。また、群馬県は、公的医療保険の適用について、国の対応を求めます。	

第3期1個	第4期計画案	備 考
	・ 引き続き、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者 の経済的負担をなくすため、妊孕性温存療法にかかる費用の一部を助成しま す。 ・ がん診療連携拠点病院等は、妊孕性温存療法及びがん治療後の生殖補助	
	医療に関する情報提供及び意思決定支援を行うことができる診療従事者の 配置・育成に努め、「がん・生殖医療に関する基礎知識および支援方法に関す る教育プログラム(日本がん・生殖医療学会)」」等の受講を推進します。	
(5)希少がん医療/難治性がん医療	(6)希少がん医療/難治性がん医療	
目指す姿 ・ 患者やその家族に対して、希少がん及び難治性がんに関する相談支援や 情報提供が行えるとともに、適切な医療につなげることができる。	目指す姿 ・ 患者やその家族に対して、希少がん及び難治性がんに関する相談支援や 情報提供が行えるとともに、適切な医療につなげることができる。	
ア 現状と課題 ・ 平成 28 年 12 月に成立した改正がん対策基本法において、「罹患している者の少ないがん及び治癒が特に困難であるがんに係る研究の促進について必要な配慮がなされるものとする。」と明記されるなど、対策が求められています。	ア 現状と課題 ・ 平成 28 年 12 月に成立した改正がん対策基本法において、「罹患している者の少ないがん及び治癒が特に困難であるがんに係る研究の促進について必要な配慮がなされるものとする。」と明記されるなど、対策が求められています。	
・ おおむね罹患率人口 10 万人あたり6例未満と定義される希少がんの診療については、その希少性から診断が困難であることや治療に十分なエビデンスが整っていない現状があり、集約化や施設の専門化が必要と言われています。	・希少がんについて、国は、平成 30 (2018)年に、国立がん研究センターを、希少がん医療を統括する希少がん中央機関として位置付け、希少がんに対応できる病院と拠点病院等や小児がん拠点病院等との連携を推進し、患者が全国どこにいても、適切な医療につなげられるよう対策を講じています。	
・ 国は、第3期「基本計画」において、希少がんに関する中核的な役割を担う 機関や難治性がんに関するネットワーク体制を整備するとしています。	・ 国は、第4期「基本計画」において、希少がん及び難治性がんについて、関係学会等と連携した診療ガイドラインの充実を図るとしています。	

第3期計画	第4期抽案	 考
イ 取り組むべき施策	イ 取り組むべき施策	 
・ 群馬県及び群馬県がん診療連携協議会は、希少がん患者を適切な医療に つなげることができるようにするため、国が整備を予定している希少がん	・ がん診療連携拠点病院及び小児がん連携病院等は、希少がん中央機関(国立がん研究センター)と引き続き連携し、希少がん患者を適切な医療につな	
に関する中核的な役割を担う機関の整備の進歩状況を踏まえ、本県における 連携体制を検討します。	がん研えセンター/こうで続き、建房し、布タがん患者を適切な医療に ジュードます。	
・ がん診療連携拠点病院等は、国が整備を予定している難治性がんに関す	・ がん診療連携拠点病院等は、国が充実を図るとしている希少がん及び難	
るネットワーク体制の整備の進捗状況を注視し、適切な医療の提供に努めます。	治性がんの診療ガイドラインを注視し、適切な医療の提供に努めます。	
70	・ がん診療連携拠点病院等は、診療実績や、医療機関間の連携体制等について、患者やその家族等の目線に立った分かりやすい情報提供に努めます。	
【主な事業例】 ・群馬県がん対策推進協議会による検討 ・群馬県がん診療・連携協議会による検討 等	【主な事業例】 ・群馬県がん対策推進協議会による検討 ・群馬県がん診療・連携協議会による検討 等	

第3期恒	第4期1画案	備 考
(6)小児がん医療/AYA世代のがん医療/高齢者のがん医療	(7)小児がん医療/AYA世代のがん医療/高齢者のがん医療	
目指す姿 ・ 専門的な小児がん医療が提供される体制が維持されている。 ・ AYA世代のがんについて、適切な医療につなげる体制が構築されている。 ・ 高齢者のがん診療に関する診療ガイドラインの周知が図られている。	目指す姿 ・ 専門的な小児がん医療が提供される体制が維持されている。 ・ AYA世代のがんについて、適切な医療につなげる体制が構築されている。 ・ 多職種での連携や地域の医療機関等との連携を強化し、患者が望んだ場所で適切な医療を受けられる。	
①小児がん医療/AYA世代のがん医療	①小児がん医療/AYA世代のがん医療	
ア 現状と課題 ・ 群馬県地域がん登録によると、本県で平成 25 年にがんと診断された人 (13,171 人)のうち 14歳以下の割合は 0.1%(16 人)、15歳~39歳の割合は 2.2%(289 人)となっています。	ア 現状と課題 ・ 群馬県がん登録によると、本県で平成31年・令和元年(2019 年)にがんと診断された人(14,982人)のうち14歳以下の割合は0.2%(24人)、15歳~39歳の割合は2.0%(301人)となっています。	
・国は、平成 25 年2月に全国で 15 の「小児がん拠点病院」を指定(関東甲信越地域ブロックは4病院を指定)し、診療の一部集約化と小児がん拠点病院を中心としたネットワークの構築を進めてきました。	・国は、平成 25 年2月に全国で 15 の「小児がん拠点病院」を指定(関東甲信越地域ブロックは4病院を指定)し、診療の一部集約化と小児がん拠点病院を中心としたネットワークの構築を進めてきました。	
・ 本県では、群馬大学医学部附属病院及び群馬県立小児医療センターにおいて、小児がん拠点病院と連携し、専門的な小児がん医療が提供されています。	・ 群馬県では、群馬大学医学部附属病院及び県立小児医療センターが、小児がん拠点病院の連携病院として指定され、専門的な小児がん医療が提供されています。	
・ 小児がん患者は、発育途中にあるため、成長・発達障害、生殖機能障害、臓器機能障害、二次がんといった治療の合併症がその後何年も経ってからあらわれる(以下「晩期合併症」という。)ことがあるため、成人期に移行した後も継続した長期的なフォローアップが重要です。	・ 小児がん患者は、発育途中にあるため、成長・発達障害、生殖機能障害、臓器機能障害、二次がんといった治療の合併症がその後何年も経ってからあらわれる(以下「晩期合併症」という。)ことがあるため、成人期に移行した後も継続した長期的なフォローアップが重要です。	
・ 群馬県が行った「小児がん患者・家族に対する実態調査」において、小児がん対策に求めることとして、長期的なフォローアップ体制の整備が上位に挙がっています。	・ 群馬県が行った「小児がん患者・家族に対する実態調査」において、小児が ん対策に求めることとして、長期的なフォローアップ体制の整備が上位に挙 がっています。	

第3期計画	第4期抽案	備考
	112-11-12-11	у <del>н</del> '- '- '- '- '- '- '- '- '- '- '- '- '-
・ AYA世代に発症するがんについては、その診療体制が定まっておらず、	・小児と AYA 世代(成人)領域の狭間で、経過観察(フォローアップ体制)が適	
また、小児と成人領域の狭間で、適切な治療が受けられないおそれがありま	切に行われない可能性があります。	
す。		
	・国は、第4期「基本計画」において、小児がん拠点病院等と、拠点病院等、地域の医療機関、かかりつけ医等の連携を含め、地域の実情に応じた小児・AYA世代のがん患者の長期フォローアップの在り方を検討するとしており、これらの検討結果を踏まえて、本県における対応を検討することが必要です。	・第4期国計画の小児がん及び AYA 世代 のがん対策 P31(現状・課題) 「令和4(2022)年8月の「小児がん拠点病
		院等の整備に関する指針」の改定では、患
・国は、第3期「基本計画」において、小児がんの診療体制について、拠点病		者の適切な集約化に向けた連携病院の類
院の役割、がんの種類による集約化と均てん化など体制の見直しを行うとしています。また、AYA世代の診療体制についても検討を行うとしており、こ		型の見直しや、長期フォローアップに関する適切な連携体制の整備が盛り込まれ
ています。また、ATA凹、Wルシ原体制に フいても検討を行うとしており、これらの検討結果を踏まえて、本県における対応を検討することが必要です。		る適切な建携体制の発揮が盛り込まれ   た。]
11つの代別和木を踏みたく、本宗にのける対応を検討することが必要です。		/=-0]
イ 取り組むべき施策 ・ 小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるよう、ブロック内の小児がん拠点病院と連携を強化しながら、引き続き、群馬大学医学部附属病院及び群馬県立小児医療センターにおいて、専門的な小児がん医療の提供こ努めるとともに、小児がん経験者を含めた長期的なフォローアップ体制を検討します。	イ 取り組むべき施策 ・ 群馬大学医学部附属病院及び県立小児医療センターは、引き続き、小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるよう、ブロック内の小児がん拠点病院と連携を強化しながら、専門的な小児がん医療の提供に努めます。	
		P32(取り組むべき施策)
・国の検討状況を踏まえ、本県における小児がん及びAYA世代の診療体制について検討します。	・ 国の検討状況を踏まえ、本県における長期フォローアップ診療体制について検討します。	「国は、長期フォローアップの更なる推進のため、小児がん経験者の晩期合併症について実態把握を行うとともに、小児がん拠点病院等と、拠点病院等、地域の医療機関、かかりつけ医等の連携を含め、地域の実情に応じた小児・AYA世代のがん患者の長期フォローアップの在り方を検討する。」
		P31 「小児がん拠点病院等は、自施設の診療実
		「小児の処況内所守は、日旭或り診療夫」

第3期計画	第4期10案	備考
		績、診療機能や、他の医療機関との連携体 制等について、患者やその家族等の目線こ 立った分かりやすい情報提供に取り組 む。」
②高齢者のがん医療	②高齢者のがん医療	・第4期国計画の高齢者のがん対策
ア 現状と課題	ア現状と課題	(現状·課題)P33
・ 群馬県地域がん登録によると、本県で平成25年にがんと診断された人	・がん診療連携拠点病院の整備指針改定では、高齢のがん患者に対する意思	
(13,171 人)のうち、65 歳以上の割合は、72.0%(9,480 人)となってお	決定支援の体制整備や、地域の医療機関及び介護事業所等との連携体制の整	存疾患を加味して、標準的治療の適応とな
り、今後もがん患者に占める高齢者の割合が増えると推測されます。 	備等が指定要件として盛り込まれました。 	らない場合等があるが、こうした判断は、 医師の裁量に任されていることが課題と
   ・ 高齢者のがんについては、全身の状態や他の疾患があること等により、標		されていた。そのため現在、厚生労働科学
準的な治療の適応とならない場合がありますが、明確な判断基準は示され		研究において、高齢者がん診療に関するガ
ていない状況です。		イドラインの策定を行っている。」
・ 国は、第3期「基本計画」において、高齢者のがん診療に関するガイドライ		「令和4(2022)年整備指針改定では、高
ンを策定するとしています。 		齢のがん患者に対する意思決定支援の体制整備や、地域の医療機関及び介護事業所
		等との連携体制の整備等が指定要件とし
		て盛り込まれた。」
イ取り組むべき施策   ・群馬県、群馬県がん診療連携協議会及びがん診療連携拠点病院等は、国の	イ 取り組むべき施策 ・ 群馬県は、市町村と連携し、高齢者のがん患者が住み慣れた地域で安心し	(取り組むべき施策)   国は、高齢のがん患者が適切な意思決定に
高齢者のがん診療に関するガイドラインの検討状況を踏まえ、県民、医療・福	て暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた取	
祖関係者に普及啓発を図ります。	祖を推進します。	ん患者やその家族等の意思決定支援に係
	・群馬県及びがん診療連携拠点病院等は、地域の介護従事者に対し、がんに	
	関する知識の普及啓発に努めます。また、関係者相互の連携体制の構築を図	健康長寿課
	ります。	
	・群馬県は、高齢のがん患者が適切な意思決定に基づき治療等を受けられ	
	るよう、高齢のがん患者やその家族等の意思決定支援に係る取組を支援しま	
	す。	

第3期1画	第4期抽案	備考
【主な事業例】 ・群馬県がん対策推進協議会、群馬県がん診療連携協議会による検討・高齢者のがん診療ガイドラインに関する普及啓発 (ホームページ・ぐんまの安心がんサポートブック) 等	【主な事業例】 ・在宅医療等基盤整備事業(専門研修・多職重連携研修) ・退院調整ルールの進行管理 ・人生会議の医療・介護従事者向け研修	

第3期1画	第4期1	備。	考
(2)がんと診断された時からの緩和ケアの推進 ※3がんになっても安心して暮らせる地域社会の構築 目指す姿 ・ がんと診断された時から、がん患者が置かれている状況に応じた緩和ケアが受けられる。	(8)がんと診断された時からの緩和ケアの推進 目指す姿 ・ がんと診断された時から、がん患者が置かれている状況に応じた緩和ケ アが受けられる。	・第4期国計画では、「患っながん医療の提供」P23	
①がんと診断された時からの緩和ケアの推進 ア 現状と課題 ・ 緩和ケアは「人生の最終段階の医療」という側面が強調されがちですが、病気の時期にかかわらず、身体的又は精神心理的な苦痛(痛み)などを取り除くことの全てが緩和ケアです。緩和ケアの推進に当たっては、正しい知識の普及啓発が重要です。 ・ 本県では、がん診療連携拠点病院等に緩和ケアチームが設置されており、全ての二次保健医療圏で整備されていますが、取組状況には差があるため、緩和ケアの提供体制の整備の推進が必要です。 ・ 緩和ケア研修修了医師数(累計)は、第2期「推進計画」の目標である1,000人を達成しましたが、引き続き、がん診療直携わる全ての医師が緩和ケア研修を受講するよう、がん診療連携拠点病院等に働きかけていくことが必要です。 ・ 緩和ケア研修修了医療従事者数(医師を除く。)(累計)は、第2期「推進計画」の目標である600人に向けて順調に増えていますが、引き続き、研修への参加を促していくことが必要です。	ア 現状と課題 ・ 緩和ケアは「人生の最終段階の医療」という側面が強調されがちですが、病気の時期にかかわらず、身体的又は精神心理的な苦痛(痛み)などを取り除くことの全てが緩和ケアです。緩和ケアの推進に当たっては、正しい知識の普及啓発が重要です。 ・ 群馬県では、がん診療連携拠点病院等に緩和ケアチームが設置されており、全ての二次保健医療圏で整備されていますが、取組状況には差があるため、緩和ケアの提供体制の整備の推進が必要です。 ・ 緩和ケアの提供体制の整備の推進が必要です。 ・ 緩和ケア研修修了医師数(累計)は、令和 5 年 3 月 31 日時点で 2,022人となりましたが、引き続き、がん診療に携わる全ての医師が緩和ケア研修を受講するよう、がん診療連携拠点病院等に働きかけていくことが必要です。 ・ 緩和ケア研修修了医療従事者数(医師を除く。)(累計)は、令和 4 年 3 月 31 日時点で968人となりましたが、引き続き、研修への参加を促していくことが必要です。		
・ 国は、第3期「基本計画」において、緩和ケアの質を評価するための指標や 基準を確立するとしています。また、がん診療連携拠点病院における「緩和ケ アセンター」のあり方について、設置の要否も含め、3年以内に検討するとし ています。	・ 国は、第4期「基本計画」において、拠点病院等以外の医療機関における緩和ケアの充実に向けて、緩和ケア提供体制の実態や課題等を把握するための調査及び研究を行い、その質の向上について検討するとしています。		

第3期:愐	第4期1画案	備 考
イ 取り組むべき施策	イ 取り組むべき施策	・第4期国計画の「緩和ケアの提供につい
・ 群馬県は、がん患者が緩和ケアを適切に受けることができるよう、緩和ケ	・ 群馬県は、がん患者が、がんと診断された時から緩和ケアを適切に受ける	て」
アの意義等について、がん患者や家族も含めた県民、医療・福祉関係者に普	ことができるよう、緩和ケアの意義等について、がん患者や家族も含めた県	(取り組むべき施策)P26
及啓発します。	民、医療・福祉関係者に普及啓発します。	「国は、拠点病院等以外の医療機関におけ
		る緩和ケアの充実に向けて、緩和ケア提供
・ 群馬県及びがん診療連携拠点病院等は、本県のがん診療に携わる全ての	・ 群馬県及びがん診療連携拠点病院等は、本県のがん診療に携わる全ての	体制の実態や課題等を把握するための調
医師が緩和ケアに関する基本的な知識や技術を習得できるようにするため、	医師が緩和ケアに関する基本的な知識や技術を習得できるようにするため、	査及び研究を行う。・・・・・その質の向上に
引き続き、緩和ケア研修会を開催します。	引き続き、緩和ケア研修会を開催します。	ついて検討する。」
・群馬県は、看護師向けの緩和ケア研修会を実施し、病院に勤務する看護師	・ 群馬県は、看護師向けの緩和ケア研修会(ELNEC-J)を実施し、病院に勤	
のほか、訪問看護ステーション勤務の看護師の受講を促進します。	務する看護師のほか、訪問看護ステーション勤務の看護師の受講を促進しま	
	す。	205
	1 × / = A + + + + + + + + + + + + + + + + + +	•P25
・がん診療連携拠点病院等は、国における緩和ケアの質を評価するための	・がん診療連携拠点病院等は、がん患者の身体的苦痛や、がん患者やその家	「国は、拠点病院等を中心とした医療機関
指標や基準及び地域がん診療連携拠点病院における「緩和ケアセンター」の	族等の精神心理的苦痛、社会的苦痛等に対し、またこれらの苦痛による自殺	において、がん医療に携わる全ての医療
あり方の検討状況を踏まえ、がんと診断された時からの緩和ケア提供体制の	リスクの高い患者への適切な支援ができるよう、がんと診断された時から	従事者により、がん患者の身体的苦痛や、
<b>充実</b> に努めます。	の緩和ケア提供体制の充実に努めます。	がん患者やその家族等の精神心理的苦痛、
		社会的な問題等の把握及びそれらの個別の状況に応じた適切な対応が、地域の実情
		に応じて、診断時から一貫して行われる体
		制の整備を推進する。特に、がんの診断時
		は、がん患者やその家族等にとって、診断
		による衝撃への対応や今後の治療・生活へ
		の備えが必要となる重要な時期であるこ
		とを踏まえ、これらの精神心理的苦痛や社
		会的苦痛に対する適切な支援が全ての医
		療従事者により提供され、また、必要に応
		じて緩和ケアチームとの速やかな連携が
		図られるよう、医療従事者への普及啓発策
		等を含め、必要な体制の整備を推進する。」

第3期1画	第4期抽案	備考
(7)病理诊断	(9)病瑪纖	・第4期国計画では、項目としてはなく、
		「医療提供体制の均てん化・集約化につい
目指す姿	目指す姿	て」P15で触れられている。
・ 術中迅速病野の断が提供される体制が維持されている。	・ 術中迅速病・野然が提供される体制が維持されている。	(現状と課題)
		「令和4(2022)年整備16代定で、さら
ア現状と課題	ア現状と課題	に、適切な病理診断を 速やかに提供する
・がん診療連携拠点病院は、病理診断医の配置を要件としており、術中迅速	・ がん診療連携拠点病院は、病理診断医の配置を要件としており、術中迅速	
病理診断が行われていますが、慢性的な人材不足であり、負担が大きくなっ	病理診断が行われていますが、慢性的な人材不足であり、負担が大きくなっ	病院等に対し、病理診断に携わる専門的な
ています。	ています。	知識及び技能を有する常勤の医師の配置
		を指定要件とした。」
・ 国は、第3期「基本計画」において、病理コンサルテーション体制を強化す	- 国は、第3期「基本計画」において、病理コンサルテーション体制を強化す	
るほか、ビックデータやAIを利活用した病理。   おした病理。   おしたれることは、これないることは、これることは、これないることはないることは、これないることはな	るほか、ビックデータやAIを利活用した病理诊断支援システムの研究開発を	
推進し、より安全で迅速な質の高い病理が断を提供するための環境を整備す	推進し、より安全で迅速な質の高い病理。と、と、との環境を整備す	
るとしています。	るとしています。	
イ 取り組むべき施策	イ 取り組むべき施策	
・群馬県、群馬県がん診療車携協議会及びがん診療連携拠点病院等は、引き	1 取り組むべき加泉  ・ 群馬県、群馬県がん診療・車馬協議会及びがん診療・車馬拠点病院等は、引き	
続き、病理診断医の育成に努めます。	続き、病野診断医の育成に努めます。	
がに、が発生が開展の一門がに対けなる。	例に、1994年2月1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1	
   ・ 群馬県、群馬県がん診療連携協議会及びがん診療連携拠点病院等は、国の	  ・ 群馬県、群馬県がん診療・動物に養金及びがん診療・動物に病院等は、国の	
病理コンサルテーションシステム及びビックデータやAIを活用した病理診断	病理コンサルテーションシステム及びビックデータやAIを活用した病理S断	
支援システムの整備状況を注視し、病理診断体制の維持に努めます。	支援システムの整備状況を注視し、病理診断体制の維持に努めます。	
Salar Control of Contr	Service of the minute of the service	
【主な事業例】	【主な事業例】	
・群馬県がん対策推進協議会による検討	・群馬県がん対策推進協議会による検討	
・群馬県がん診療連携協議会による検討等	・群馬県がん診療連携協議会による検討等	

# 3 がんとともにも安心して暮らせる地域社会の構築

第3期:愐	第4期抽案	備考
(1)地域社会におけるがん対策・がん患者支援	(1)地域社会におけるがん対策・がん患者支援	・第4期国計画では、「地域連携クリティカ
		ルパス」の表記なし
目指す姿	目指す姿	
・ がん診療連携拠点病院等と地域の医療機関が連携し、切れ目のない医療	・ がん診療連携拠点病院等と地域の医療機関が連携し、切れ目のない医療	
を提供できる体制が整備されている。	を提供できる体制が整備されている。	
・県民のがんに関する理解が深まっている。	・県民のがんに関する理解が深まっている。	
・ 患者やその家族に対して、小児・AYA世代に関する相談支援や情報提供	・ 患者やその家族に対して、小児・AYA世代に関する相談支援や情報提供	
が行えるとともに、適切な医療につなぐことができる。	が行えるとともに、適切な医療につなぐことができる。	
・高齢者ががんに罹患した際、医療介護連携の下で適切な医療・介護を受け	・ 高齢者ががんに罹患した際、医療介護連携の下で適切な医療・介護を受け	
られるようにする。	られるようにする。	
		・国第4期計画「社会連携に基づく緩和ケア
①がん診療連携拠点病院等と地域との連携	①がん診療・重携拠点病院等と地域との連携	等のがん対策・患者支援」
ア 現状と課題	ア 現状と課題	(現状・課題)P40
・ 急性期から回復期、維持期に至る中で、治療を受けるすべての医療機関で	・急性期から回復期、維持期に至る中で、治療を受けるすべての医療機関で	「がん患者がいつでもどこに居ても、安心
共有して用いる診療計画表である「地域連携クリティカルパス」は、切れ目の	共有して用いる診療計画表である「地域連携クリティカルパス」は、切れ目の	して生活し、尊厳を持って生きることので
ないがん医療を提供するための有効な手段です。	ないがん医療を提供するための有効な手段です。	きる地域共生社会を実現するためには、拠
		点病院等と地域の医療機関とが連携して
・ 群馬県医務課「医療施設機能調査(平成 28 年度)」によると、293 の医療	・ 群馬県医務課「医療施設機能調査(令和4年度)」によると、260 の医療機	取り組む相談支援、緩和ケア、セカンドオピ
機関が、がん診療に係る「地域連携クリティカルパス」に対応できると答えて	関が、がん診療に係る「地域連携クリティカルパス」に対応できると答えてい	ニオン等の取組を推進し、積極的な患者や
います。しかし、地域により医療機関数に差があり、がん診療・連携拠点病院等	ます。しかし、地域こより医療機関数に差があり、がん診療連携拠点病院等に	その家族等への支援を実践することが必
における運用にも差がある状況です。また、地域連携クリティカルパスの運	おける運用にも差がある状況です。また、地域連携クリティカルパスの運用	要である。」
用に当たっては、患者やその家族の理解が重要です。	に当たっては、患者やその家族の理解が重要です。	
・がん患者の在宅療養を支援するためには、切れ目のない医療・在宅緩和ケ	・がん患者の在宅療養を支援するためには、切れ目のない医療・在宅緩和ケ	
アと介護サービスの提供が重要です。	アと介護サービスの提供が重要です。	
・ 国は、第3期「基本計画」において、がん診療連携拠点病院等と地域の医療		
機関等との連携を図るため、「地域連携クリティカルパス」のあり方の見直し		
について検討するとしています。		

第3期1画	第4期抽案	備考
イ 取り組むべき施策 ・ 群馬県がん診療連携協議会及びがん診療連携拠点病院等は、国のあり方検討の状況を注視しつつ、地域連携クリティカルパスの利用の促進を図ります。	イ 取り組むべき施策 ・ 群馬県がん診療連携協議会及びがん診療連携拠点病院等は、国のあり方検討の状況を注視しつつ、地域連携クリティカルパスの利用の促進を図ります。	
・ 群馬県及びがん診療・連携拠点病院等は、関係機関と連携し、地域連携クリティカルパスについて、県民、医療・福祉関係者に向けた普及啓発に努めます。	・ 群馬県及びがん診療・車携拠点病院等は、関係機関と連携し、地域・車携クリティカルパスについて、県民、医療・福祉関係者に向けた普及啓発に努めます。	
・ 群馬県及びがん診療・車携拠点病院等は、がん患者の在宅療養支援について、がん診療・車携拠点病院等と地域の医療機関及び介護サービス事業者との 連携体制の充実を図ります。	・ 群馬県及びがん診療・車携拠点病院等は、がん患者の在宅療養支援について、がん診療・車携拠点病院等と地域の医療機関及び介護サービス事業者との連携体制の充実を図ります。	
・ 群馬県は、地域における「がんとの共生社会」づくりを推進するため、市町村と連携し、県民に向けたがんに関する普及啓発に努めます。	・ 群馬県は、地域における「がんとの共生社会」づくりを推進するため、市町村と連携し、県民に向けたがんに関する普及啓発に努めます。	
	・ 都道府県がん診療連携協議会は、セカンドオピニオンを受けられる医療機関や、緩和ケア及び在宅医療等へのアクセスに関する情報提供の在り方について検討します。	(取り組むべき施策)P41 「拠点病院等は、地域の実情に応じた患者 支援体制の構築のため、都道府県がん診療 連携協議会において、セカンドオピニオン
	・がん診療連携拠点病院等は、地域包括ケアシステムの仕組みも踏まえつつ、地域の実情に応じて、介護事業所や薬局等の地域の関係機関との連携や、社会的支援や困難事例等への対応に取り組みます。	を受けられる医療機関や、緩和ケア及び在 宅医療等へのアクセスに関する情報提供 の在り方について検討する。」 「拠点病院等は、地域包括ケアシステムの 仕組みも踏まえつつ、地域の実情に応じ て、介護事業所や薬局等の地域の関係機 関との連携や、社会的支援や困難事例等へ の対応に取り組む。」

第3期計画	第4期抽案	備 考
②小児がん対策/AYA世代のがん対策 ア 現状と課題 ・ 小児・AYA世代のがんは、他の世代に比べて患者数が少ない一方、就学、 進学、就職、就労、生殖機能の温存、結婚、妊娠・出産等の個々の状況や年代に 応じた多様なニーズが存在しており、この世代の特徴にあわせた相談支援や 情報提供を行うことができる体制の整備が求められています。また、20 歳 以上の患者については、福祉的支援の狭間にあり、経済的な負担も課題となっています。	②小児がん対策/AYA世代のがん対策 ア 現状と課題 ・ 小児・AYA世代のがんは、他の世代に比べて患者数が少ない一方、就学、 進学、就職、就労、生殖機能の温存、結婚、妊娠・出産等の個々の状況や年代に 応じた多様なニーズが存在しており、この世代の特徴にあわせた相談支援や 情報提供を行うことができる体制の整備が求められています。また、20歳 以上の患者については、福祉的支援の狭間にあり、経済的な負担も課題となっています。	・第4期国計画では、「ライフステージに応じた療養環境への支援」の「小児・AYA 世代こついて」 (現状・課題)P48 「がんによって、個々のライフステージごとに、異なった身体的問題、精神心理的問題及び社会的問題が生じることから、患者のライフステージに応じたがん対策を講じていく必要がある。」
・ 群馬県が行った「小児がん患者・家族に対する実態調査」において、小児がん患者・経験者及びその家族が情報を得る手段として、インターネットが医師・看護師に次ぎ第2位となっています。 ・ 国は、第3期「基本計画」において、AYA世代の多様なニーズに応じた情報提供や、包括的な相談支援・就労支援を実施できる体制の整備に関して、対応できる医療機関等について、一定の集約化を検討するとしています。	・ 群馬県が行った「小児がん患者・家族こ対する実態調査」において、小児がん患者・経験者及びその家族が情報を得る手段として、インターネットが医師・看護師こ次ぎ第2位となっています。	(現状・課題)P38 「国は、拠点病完等に対し、整備指針において、自施設で対応できるがんについて提供可能な診療内容を病院ホームページ等で広報すること、希少がん、小児がん、AYA世代のがん患者への治療及び支援(妊孕性温存療法を含む。)やがんゲノム医療についても、自施設で提供できる場合や連携して実施する場合はその旨を広報することを求めている。」
・本県では入院する学齢側の児童生徒に対する教育については、群馬県立 赤城特別支援学校本校及び小児医療センター分校において、群馬大学医学部 附属病院及び群馬県立小児医療センターと連携しながら対応しています。 ・国は、第3期「基本計画」において、高等学校教育段階の取組が遅れてい るとして、療養中においても適切な教育を受けることのできる環境の整備 等、特別支援教育を充実させるとしています。	・ 群馬県では入院する学齢期の児童生徒に対する教育については、県立赤城特別支援学校本校及び小児医療センター分校において、群馬大学医学部附属病院及び群馬県立小児医療センターと連携しながら対応しています。	・特別支援教育課 P48 「令和3(2021)年度からは「高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業」を実施し、ICTを活用した効果的な遠隔教育の活用方法等の調査研究を行っている。」

Att 0 100-100-	At 4 US 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
第3期計画	第4期抽案	備 考
・ 晩期合併症等により就職が困難な小児・AYA世代のがん経験者は、小児	・晩期合併症等により就職が困難な小児・AYA世代のがん経験者は、小児	・「小児期にがんに罹患したがん経験者に
慢性特定疾病医療費助成制度の対象とならなくなる 20 歳以降、医療費の負	慢性特定疾病医療費助成制度の対象とならなくなる 20 歳以降、医療費の負	ついて、晩期合併症などの長期フォローア
担感が大きくなります。	担感が大きくなります。	ップや移行期支援など、ライフステージに
		応じて、成人診療科と連携した切れ目ない
・40 歳未満の末期がん患者は、在宅療養支援について介護保険が適用に	・ 40歳未満の末期がん患者は、在宅療養支援について介護保険が適用に	相談支援体制を構築することが求められ
ならず医療保険のみのため、経済的負担が大きく、在宅療養の選択が困難な	ならず医療保険のみのため、経済的負担が大きく、在宅療養の選択が困難な	ている。」
場合があります。	場合があります。	
	このような状況を踏まえ、群馬県では、令和4年度から若年がん患者在宅	
	療養支援事業を開始し、在宅療養にかかる費用の一部を市町村と助成してい	
	ます。	
イ 取り組むべき施策	イ 取り組むべき施策	(取り組むべき施策)P49
・群馬県、群馬大学医学部附属病院及び群馬県立小児医療センターは、小児	・ 群馬県、群馬大学医学部附属病院及び県立小児医療センターは、小児がん	「国は、教育支援の充実に向けて、医療従事
がん患者やその家族に対する相談支援及び情報提供の充実を図ります。	患者やその家族に対する相談支援及び情報提供の充実を図り、小児がんサバ	者と教育関係者との連携に努めるととも
	イバーの長期フォローアップ体制について検討します。	に、療養中に教育を必要とする患者が適切
・群馬県、群馬大学医学部附属病院及び群馬県立小児医療センターは、AYA		な教育を受けることのできる環境の整備、
世代のがん患者やその家族に対する相談支援及び情報提供の体制につい	・群馬県、群馬大学医学部附属病院及び県立小児医療センターは、AYA世代	
て、国の検討状況を踏まえ、本県における対応を検討します。		ICTを活用した遠隔教育について、課題等
	の検討状況を踏まえ、本県における対応を検討します。	を明らかにするため、実態把握を行う。」
		「国は、長期フォローアップや移行期支援な
		ど、成人診療科と連携した切れ目ない支援
		体制が、地域の実情に応じて構築できる
		よう、患者の健康管理の方法、地域におけ
		る療養の 在り方、再発・二次がん・併存疾
		患のフォローアップ体制等の医療・支援の   セリナについる   ***********************************
		在り方について検討する。」 

第3期恒	第4期1厘案	備考
・ 群馬県は、小児・AYA世代のがん経験者やその家族のピアサポーターを養		①相談支援
成し、相談支援の充実を図ります。		
・群馬県立赤城特別支援学校本校及び小児医療センター分校において、引き		・特別支援教育課
続き、群馬大学医学部附属病院及び群馬県立小児医療センターと連携しなが	・ 県立赤城特別支援学校本校及び小児医療センター分校において、引き続	
ら、入院する学齢期の児童生徒の教育に対応します。	き、群馬大学医学部附属病院及び県立小児医療センターと連携しながら、入院する学齢期の児童生徒の教育に対応します。	
・また、高等学校段階における教育について、病気療養により学びの機会が		
中断されることのないよう支援するとともに、国の動向を注視し、教育環境	・また、高等学校段階における教育について、病気療養により学びの機会が	
について検討します。	中断されることのないよう支援するとともに、国の動向を注視し、教育環境について検討します。	
・ 群馬県は、小児がん経験者に対する医療費助成やAYA世代における在宅		
療養支援こついて、国の対応を求めるとともに、利用可能な社会保障制度の 周知に努めます。	・ 群馬県は、小児がん経験者に対する医療費助成やAYA世代における在宅 療養支援について、国の対応を求めるとともに、利用可能な社会保障制度の 周知に努めます。	
		・若年がん患者在宅療養支援事業
	・ 群馬県は、若年がん患者の在宅療養を支援するため、在宅療養にかかる費用の一部を市町村とともに引き続き助成します。	R4 年度から実施
③高齢者のがん対策	③高齢者のがん対策	(現状·課題)P49
ア現状と課題	ア現状と課題	「高齢のがん患者については、認知機能低
・高齢者は、入院をきっかけに認知症と診断される場合があることや、既こ	・高齢者は、入院をきっかけに認知症と診断される場合があることや、既こ	下により、身体症状や意思決定能力、治療
ある認知症の症状が悪化する場合があるため、がん医療における意思決定	ある認知症の症状が悪化する場合があるため、がん医療における意思決定	のアドヒアランス、有害事象の管理などに 影響を及ぼす可能性があることや、認知症
等について、一定の基準が必要と考えられますが、明確な判断基準は定められていない状況です。	等について、一定の基準が必要と考えられますが、明確な判断基準は定めら   れていない状況です。	の進行により日常生活における支援が必
1 V C V P A V M/V/L C Y 0	1 × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	の進行により口吊主活にあける文族が必  要となることなどが指摘されており、身体
		的な状況や社会的背景などに合わせた
		様々な配慮をしていく必要がある。
		また、高齢のがん患者については、認知
		症の発症や介護の必要性など、家族等の負

第3期1個	第4期計画案	備考
		担が大きくなることから、家族等に対する
		早期からの情報提供・相談支援体制が必要
		であり、本人の意見を尊重しつつ、これら
		に取り組む必要がある。」
  ・ 国は、第3期「基本計画」において、高齢のがん患者の意思決定の支援に関		・健康長寿社会づくり推進課
する診療ガイドラインを策定するとしています。		
・ 高齢者ががんに罹患した際は、医療と介護の連携の下で、適切な医療・介	・ 高齢者ががんに罹患した際は、医療と介護の連携の下で、適切な医療・介	
   護を受けられることが重要です。群馬県は、医療介護連掲膊整実証事業(退院	護を受けられることが重要です。群馬県は退院調整ルールを県内全ての地域	
調整ルール策定)を県内全ての地域(保健所設置地域)において進めていま	(保健・行政置地域)で策定しています。	
す。		
イ 取り組むべき施策	イ 取り組むべき施策	
・群馬県、群馬県がん診療連携協議会及びがん診療連携拠点病院等は、国の	・ 群馬県、群馬県がん診療・連携協議会及びがん診療・連携拠点病院等は、高齢	・健康長寿社会づくり推進課
検討状況を踏まえ、高齢者の意思決定支援に関する診療ガイドラインの普及	者のがん診療における意思決定支援に関する診療ガイドラインの普及啓発を	
啓発を図ります。	図ります。	(取り組むべき施策)P50
		「拠点病院等は、高齢のがん患者への支援
・ 群馬県は、市町村と連携し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けること	・群馬県は、市町村と連携し、高齢のがん患者が住み慣れた地域で安心して	を充実させるため、地域の医療機関やか
ができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進します。	暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組	かりつけ医、在宅療養支援診療所、訪問看
	を推進します。	護事業所等の医療・介護を担う機関、関係
・群馬県及びがん診療連携拠点病院等は、地域の介護従事者に対し、がんに		団体、地方公共団体等と連携し、患者やそ
関する知識の普及啓発に努めます。また、関係者相互の連携体制の構築を図	・群馬県及びがん診療連携拠点病院等は、地域の介護従事者に対し、がんに	の家族等の療養生活を支えるための体制
ります。	関する知識の普及啓発に努めます。また、関係者相互の連携体制の構築を図	
	ります。	ついて検討する。」
		・健康長寿社会づくり推進課
【主な事業例】		
・群馬県がん対策推進協議会による検討	【主な事業例】	
・小児がん/AYA世代のがん患者向けのリーフレット	·在宅医療等基盤整備事業(専門研修·多職種連携研修)	
・医療介護連携調整実証事業(退院調整ルール策定)	・退院調整ルールの進行管理	

第3期1画	第4期抽案	備	考
・地域車携クリティカルパスの普及啓発(7	域連携クリティカルパスの普及啓発 (ホームページ、ぐんまの安心がんサポートブック) 地域で活動する団体を活用した県民向けのがんに関する普及啓発 等		

第3期:1画	第4期抽案	備 考
②在宅緩和ケア	(2)在宅緩和ケア	・「在宅緩和ケア」から第4期国計画は「社会連携に基づく緩和ケア等のがん対策・患者
	目指す姿	支援」に変更
	・ がん患者の在宅緩和ケアを支援するため、切れ目のない医療・在宅緩和ケ	
	アと介護サービスが提供される体制が整備されている。	
ア現状と課題	ア現状と課題	
・ がん患者の在宅緩和ケアを支援するためには、切れ目のない医療・在宅緩	・ がん患者の在宅緩和ケアを支援するためには、切れ目のない医療・在宅緩	
和ケアと介護サービスの提供が重要です。また、人生の最終段階には、看取	和ケアと介護サービスの提供が重要です。また、人生の最終段階には、看取	
りまで含めた在宅医療が行われる必要があります。	りまで含めた在宅医療が行われる必要があります。	
・ がん患者やその家族の意向を踏まえ、在宅での療養を選択できるように	<ul><li>がん患者やその家族の意向を踏まえ、在宅での療養を選択できるように</li></ul>	
するためには、在宅医療、在宅緩和ケア及び介護サービスの提供体制が整備	するためには、在宅医療、在宅緩和ケア及び介護サービスの提供体制が整備	
されているとともに、そこに従事する方のがんに対する理解が必要ですが、	されているとともに、そこに従事する方のがんに対する理解が必要ですが、	
地域により差がある状況です。そのため、地域によっては、在宅での療養を	地域により差がある状況です。そのため、地域によっては、在宅での療養を	
選択するのが困難な場合があります。	選択するのが困難な場合があります。	
・ 在宅で療養生活を送るがん患者を支援する仕組みとして、症状の増悪等	・ 在宅で療養生活を送るがん患者を支援する仕組みとして、症状の増悪等	
の緊急時において、入院可能な病床が確保されていることが重要です。しか	の緊急時において、入院可能な病床が確保されていることが重要です。しか	(現状·課題)P40
し、がん診療連携拠点病院等をはじめとした医療機関において、受入体制が	し、がん診療連携拠点病院等をはじめとした医療機関において、受入体制が	「遺族調査によると、望んだ場所で過ごせ
十分に整備されているとは言えない状況です。	十分に整備されているとは言えない状況です。	たがん患者の割合は、平成 30(2018)年
		度で 47.7%となっており、半数程度に留
・ 厚生労働省「人口動態統計(平成28年)」によると、本県におけるがん患者	・ 厚生労働省「人口動態統計(令和3年)」によると、本県におけるがん患者の	まっている。」
の在宅(自宅及び老人ホーム)での死亡割合は、13.3%(全国 13.5%)とな	在宅(自宅及び老人ホーム)での死亡割合は、22.6%(全国25.1%)となっ	
っており、増加傾向にあります。一方で、群馬県医務課「保健医療に関する県	ており、増加傾向にあります。また、群馬県医務課「保健医療に関する県民意	
民意調査(平成 28 年)」によると、「もし治る見込みのない病気になった場	識調査(令和4年)」によると、「もし治る見込みのない病気になった場合、最	
合、最後を迎えたい場所」について「自宅」と答えた人の割合は 41.1%とな	後を迎えたい場所について「自宅」と答えた人の割合は 45.4%となってお	
っております。在宅をはじめ、本人が望む形で人生の最終段階のケアを受け	り、在宅をはじめ、本人が望む形で人生の最終段階のケアを受けることがで	
ることができる体制の充実が必要です。	きる体制の充実が必要です。	
	・一方、40 歳未満の末期がん患者は、在宅療養支援について介護保険が適	
	用にならず医療保険のみのため、経済的負担が大きく、在宅療養の選択が困	
	難な場合があります。	

第3期前	第4期10案	
	このような状況を踏まえ、群馬県では、令和4年度から、群馬県若年がん患	
	者在宅療養支援事業を開始し、在宅療養にかかる費用の一部を市町村と助成	
	しています。	
  ・ 国は、第3期「基本計画」において、2年以内に、地域連携体制のあり方につ		
いて検討し、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」の見直しが行わ		
れる予定です。		
イ 取り組むべき施策	イ 取り組むべき施策	
	・群馬県は、地域における医療従事者及び介護従事者への緩和ケア研修等の	
	実施を支援し、在宅緩和ケア体制の整備及び従事者の緩和ケアを含むがんに	
	対する理解の促進に努めます。 ※健康長寿社会づくり推進課	
  ・ 群馬県は、群馬県医師会、群馬県薬剤師会及び群馬県看護協会等と連携	   ・ 群馬県は、群馬県医師会、群馬県薬剤師会及び群馬県看護協会等と連携し、	  ・第4期国計画の「緩和ケアの提供」
- し、在宅療養支援診療所、病院、薬局、訪問看護ステーション等の医療従事者	在宅療養支援診療所、病院、薬局、訪問看護ステーション等の医療従事者及び	(取り組むべき施策)P25
及び介護支援専門員を含む介護従事者への緩和ケア研修等を実施し、在宅緩	介護支援専門員を含む介護従事者への緩和ケア研修等を実施し、在宅緩和ケ	拠点病院等は、地域の医療従事者も含めた
和ケア体制の整備及び従事者の緩和ケアを含むがんに対する理解の促進に 努めます。	ア体制の整備及び従事者の緩和ケアを含むがんに対する理解の促進に努めます。 ※薬務果変更なし	緩和ケアに関する研修を定期的に開催するとともに、地域におけるがん診療や在宅
<del>対</del> がより。	より。 次等ががを交ぶるU	医療に携わる医療機関、関係団体及び地方
	・ がん診療拠点病院等は、地域の医療従事者も含めた緩和ケアに関する研	
	修を定期的に開催するとともに、地域におけるがん診療や在宅医療に携わる	
	医療機関、関係団体及び群馬県と連携し、専門的な疼痛治療に係る普及啓発	<b>.</b>
	及び実施体制の整備に努めます。	
		(BDL) 40+1 AV + +4-251 D.4.1
  ・ 群馬県は、がん患者の在宅緩和ケアを支援する体制について、地域ごとの	  ・ 群馬県は、がん患者の在宅緩和ケアを支援する体制について、地域ごとの	(取り組むべき施策)P41   「拠点病院等は、地域包括ケアシステムの
状況を把握し、本県における支援体制について検討するとともに、他の地域	状況を把握し、本県における支援体制について検討するとともに、他の地域	仕組みも踏まえつつ、地域の実情に応じ
の参考となるよう、好事例の提供に努めます。	の参考となるよう、好事例の提供に努めます。	て、介護事業所や薬局等の地域の関係機関

第3期1画	第4期計画案	備考
		との連携や、社会的支援や困難事例等への
・ がん診療連携拠点病院等は、国の検討状況を踏まえ、地域における緩和ケ	・ がん診療連携拠点病院等は、地域包括ケアシステムの仕組みも踏まえつ	対応に取り組む。」
アの状況を把握し、地域における緩和ケアの提供体制について検討する場を	つ、地域の実情に応じて、介護事業所や薬局等の地域の関係機関との連携体	
設置するなど、地域における医療機関及び介護サービス事業者との連携体制	制の整備等に努めます。	
の充実を図ります。		
・群馬県、群馬県がん診療連携協議会及びがん診療連携拠点病院等は、がん	・群馬県、群馬県がん診療連携協議会及びがん診療連携拠点病院等は、がん	
患者やその家族による在宅での療養の選択を支援するため、在宅医療を提	患者やその家族による在宅での療養の選択を支援するため、在宅医療を提	
供する医療機関や薬局、訪問看護ステーション等の診療(業務)体制につい	供する医療機関や薬局、訪問看護ステーション等の診療(業務)体制につい	
て、情報提供を行います。	て、情報提供を行います。	
【主な事業例】	【主な事業例】	
・緩和ケアに関する普及啓発(ホームページ・ぐんまの安心がんサポートブッ	・在宅医療等基盤整備事業(健康長寿社会づくり推進課)	
ク)	・がん疼痛緩和能進事業(薬務課)	
・緩和ケア研修会の開催		
・がん疼痛緩印能進事業		
·在宅医療基盤整備事業		
・在宅緩和ケア施設実態調査		
・地域で活動する団体を活用した県民向けのがんに関する普及啓発等		

第3期1画	第4期1 画案	備 考
(3)相談支援/情報提供	(3)相談支援/情報提供	
目指す姿	目指す姿	
・ 患者やその家族が、不安を感じた時から置かれている状況に応じた相談 支援が受けられるようにする。	・患者やその家族が、置かれている状況に応じた相談支援が <mark>いつでも</mark> 受け られるようにする。	
・ 信頼性が高く県民に分かりやすい情報提供が行われている。	・ 信頼性が高く県民こ分かりやすい情報提供が行われている。	
①相談支援	①相談支援	(現状·課題)P36
ア現状と課題	ア 現状と課題	「患者体験調査等によると、がん患者・家族
・本県では、全てのがん診療連携拠点病院等にがん相談支援センターが設置されており、今天のアンタリアは原理で、ガイノアリオストラップリアは原理で、ガイノアリオストラップリア	・群馬県では、全てのがん診療連携拠点病院等にがん相談支援センターが	の3人に2人ががん相談支援センターにつ
置されており、全ての二次保健医療圏で、がんに関する相談支援及び情報提供の体制が整備されています。	設置されており、全ての二次保健医療圏で、がんに関する相談支援及び情報提供の体制が整備されています。	いて知っているものの、利用したことがある人の割合は、成人で 14.4%、小児で
	はないのでは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに	34.9%となっている。実際に利用した者
・厚生労働科学研究費補助金がん政策研究事業「がん対策における進捗管理	・患者体験調査等によると、がん患者・家族の3人に2人ががん相談支援セン	のうち、「役立った」と回答した人が、8割
指標の策定と計測システムの確立に関する研究」によると、がん相談支援セ	ターについて知っているものの、利用したことがある人の割合は、14.2%、	を越えていることを踏まえると、利用して
ンターの利用率は 7.7%であり、相談支援を必要とする患者やその家族が、	実際こ利用した者のうち、「役立った」と回答した人が、8割を越えているこ	いない患者について、本当にニーズがな
がん相談支援センターを十分利用するまでには至っていません。患者やその	とを踏まえると、利用していない患者について、本当にニーズがなかったの	かったのか、十分に留意する必要があ
家族が、不安を感じた時から相談支援が受けられるようにするため、普及啓	か、十分に留意する必要があります。	<b>న</b> 。]
発を強化する必要があります。 		
・ がん診療連携拠点病院を中心に、専門的な知識を有する相談員の配置は	・ がん診療連携拠点病院を中心に、専門的な知識を有する相談員の配置は	
進んでいますが、相談内容は多様化しており、人材の適切な配置についての	進んでいますが、相談内容は多様化しており、人材の適切な配置についての	
検討や相談支援に携わる者の更なる質の向上が必要です。	検討や相談支援に携わる者の更なる質の向上が必要です。	
↓ * / 由 * / - 1		P37
・ がん患者にとって同じような経験を持つ者による相談支援や情報提供、 患者同士が体験を共有(ピアサポート)できる場の存在は重要です。群馬県	・ がん患者にとって同じような経験を持つ者による相談支援や情報提供、患者同士が体験を共有(ピアサポート)できる場の存在は重要です。群馬県は、	「令和4(2022)年整備指針改定では、拠 点病院等が患者サロン等の場を設ける際
は、群馬大学等の関係機関と協力し、ピアサポートを行うピアサポーターを	有向工が体験を共有(こ)が、一下)できる場の存在は重要です。 併売点は、   関係機関と協力し、ピアサポートを行うピアサポーターを養成し、その活動を	に、一定の研修を受けたピア・サポーター
「	支援しています。また、ピアサポーターの質の向上を維持するため、フォロー	の活用に努めることとされた。」
	アップ研修も実施しています。	
・ 本県では、全てのがん診療連携拠点病院等で患者やその家族の交流を支	・ 群馬県では、全てのがん診療連携拠点病院等で患者やその家族の交流を	
援する場であるがんサロンが開催されています。また、県のピアサポーター	支援する場であるがんサロンが開催されています。	

ALC HIELT	AND A HIDE I TO A	/# +/
第3期恒	第4期恒案	備考
養成研修修了者が中心となり、病院のがんサロン以外でも話をしたい方の要		
望に応えるため、「地域がんサロン」を県内5カ所で開催しています。		
	・ 国は、第 4 期計画において、ICT (Information and	
	Communication Technology(情報通信技術))等を活用した相談支援	
	体制の整備の方策について検討するとしています。	
✓ Pm (40+) ∧ + +6-22	ノ Pm 140+1 ペナナケケ	(PDI 168+1 \sight\
イ 取り組むべき施策	イ 取り組むべき施策	(取り組むべき施策)P37
・ 群馬県は、がん診療連携拠点病院等と連携し、がん相談支援センターの普及啓発に努めます。	・ 群馬県は、がん診療連携拠点病院等と連携し、がん相談支援センターの普及 ・ 及啓発に努めます。	「拠点病院等は、がん相談支援センターの認知度向上及びその役割の理解の促進の
及合元に劣めます。   ・ がん診療連携拠点病院等は、がん相談支援センター利用率の向上に向け、	及合元に劣のます。   ・ がん診療連携拠点病院等は、がん相談支援センター利用率の向上に向け、	総知長向工及いての技制の理解の促進の     ため、地域の関係機関等と連携して、自施
<ul><li>がんじが原理が必要がある。かんには父女をピンターをの連携体制の一層の強化を</li></ul>	* かんじが気を受ける。	
図ります。	図ります。また、オンライン等を活用した相談支援体制の整備を進めます。	家族等への適切なタイミングでの周知に引
[전기소년]	因うより。また、カンプーン寺で石田のに旧の父友仲別の正開を座りより。	
		アクセシビリティを向上させるため、オン
		ライン等を活用した体制整備を進める。」
		プープ 存さらいのだけが正明でありる。」
- 群馬県、群馬県がん診療連携協議会及びがん診療連携拠点病院等は、相談	   ・ 群馬県、群馬県がん診療・連携協議会及びがん診療・連携拠点病院等は、相談	
支援に携わる職員の資質向上のため、継続的な研修の仕組みを検討します。	支援に携わる職員の資質向上のため、継続的な研修の仕組みを検討します。	
・群馬県がん診療連携協議会及びがん診療連携拠点病院等は、医療機関が	・ 群馬県がん診療連携協議会及びがん診療連携拠点病院等は、医療機関が	
がん相談支援センター活動を相互に評価できる仕組みとして、統一の評価シ	│ がん相談支援センター活動を相互に評価できる仕組みとして、統一の評価シ	
ートを用いたPDCAサイクルが確保できる体制の整備に努めます。	ートを用いたPDCAサイクルが確保できる体制の整備に努めます。	
・ 群馬県は、引き続き、がん分野におけるピアサポート活動の実施状況を見	・ 群馬県は、引き続き、がん分野におけるピアサポート活動の実施状況を見	「国は、拠点病院等と民間団体による相談
ながら、ピアサポーターの養成、質の向上及び活動技援に努めます。	ながら、ピアサポーターの養成、質の向上及び活動支援に努めます。	機関やピア・サポーター等の連携体制の構
		築について検討する。また、それも踏ま
	・がん診療連携拠点病院等は、同じような経験を持つ者による相談支援や情	え、相談支援の一層の充実を図るため、IC
	報提供及び患者同士の体験共有ができるよう患者サロン等において、ピア・	Tや患者団体、社会的人材リソースの活用、
	サポーターの活用に努めます。	必要に応じて地方公共団体等との協力を
		得られる体制整備の方策について検討す

第3期抽	第4期ime	備考
	・ 群馬県、群馬県がん診療連携協議会及びがん診療連携拠点病院等は、国の 検討状況を踏まえ、ICT <mark>や患者団体、社会的人材リソース</mark> 等を活用した相談 支援体制の整備の方策について検討します。	<b>ె</b> . ]
②情報提供 ア 現状と課題 ・「がん対策に関する世論調査(内閣府)(平成 28 年)」によると、がんに関する情報を、インターネットやソーシャルネットワークサービス(SNS)等を通じて得ている国民は、35%を超えています。	②情報提供 ア 現状と課題 ・ がんに関する情報があふれる中で、科学的根拠に基づいているとは言えない情報が含まれていることがあり、がんとの共生を目指す社会にとって、 患者やその家族等が、確実に、必要な情報及び正しい情報にアクセスできる環境を整備することが重要です。	②情報提供 (現状・課題)P38 「がんとの共生を目指す社会にとって、全 ての患者やその家族等、医療従事者等が、 確実に、必要な情報及び正しい情報にアク セスできる環境を整備することが重要で ある。」
・ がんに関する情報があふれる中、必ずしも科学的根拠に基づかないもの も混在しているため、がん患者や家族に正確な情報を提供し、確実に必要な 情報にアクセスできる環境を整備することが求められています。		「がんに関する情報があふれる中で、科学的根拠に基づいているとは言えない情報が含まれていることがある。がん情報サービスにおいて、各がんの解説、診断・治療、治験、療養等に関する情報提供を行ってい
・ 群馬県は、群馬県医師会、群馬県がん患者団体連絡協議会、群馬県がん診療連携協議会、ピアサポーター等と協力し、群馬県がん対策ホームページや群馬県内のがん情報をまとめた「ぐんまの安心がんサポートブック」により、情報提供に努めています。	・ 群馬県は、群馬県医師会、群馬県がん患者団体連絡協議会、群馬県がん診療連携協議会、ピアサポーター等と協力し、群馬県がん対策ホームページや群馬県内のがん情報をまとめた「ぐんまの安心がんサポートブック」により、情報提供に努めています。	
・ 平成 28 年度からは、「ぐんまの安心がんサポートブック」を県内の全ての図書館において配布しているほか、群馬県立図書館において「ぐんまの安心がんサポートブックフェア」を開催するなど、がんに関する情報を幅広く届けるための取組を進めています。	・ 群馬県は、「ぐんまの安心がんサポートブック」を県内の全ての図書館において配布しているほか、県立図書館において「ぐんまの安心がんサポートブックフェア」を開催するなど、がんに関する情報を幅広く届けるための取組を進めています。	「国は、拠点病院等に対し、整備設計において、自施設で対応できるがんについて提供可能な診療内容を病院ホームページ等で広報すること、希少がん、小児がん、AYA世代のがん患者への治療及び支援(好孕性温存療法を含む。)やがんゲノム医療についても、自施設で提供できる場合や連携して実施する場合はその旨を広報すること

第3期1画	第4期1厘案	備考
イ 取り組むべき施策 ・ 群馬県は、関係機関と連携し、県民に分かりやすい情報提供のあり方を検討するとともに、がんに関する正しい情報を入手できる環境の充実に努めます。	イ 取り組むべき施策 ・ 群馬県は、関係機関と連携し、県民に分かりやすい情報提供のあり方を検討するとともに、がんに関する正しい情報を入手できる環境の充実に努めます。また、引き続き、「ぐんまの安心がんサポートブック」を作成し、その提供方法等についても検討します。 ・ がん診療連携拠点病院等は、自施設で対応できるがんについて提供可能な診療内容を病院ホームページ等で広報するとともに、小児がん、AYA世代のがん患者への治療及び支援(妊孕性温存療法を含む。)やがんゲノム医療についても、自施設で提供できる場合や連携して実施する場合はその旨を広報するよう努めます。	を求めている。」
【主な事業例】 ・がん相談支援センターの普及啓発 (リーフレット、ホームページ、ぐんまの安心がんサポートブック) ・群馬県がん診療車携協議会によるPDCAサイクルの実施 ・がん相談支援センター従事者の資質向上支援 (研修会の開催、国立がん研究センター研修への派遣) ・ピアサポーターの養成、資質向上及び活動支援 ・ぐんまの安心がんサポートブックの発行 ・患者目線のWEBサイト構築 等 ・がん相談支援センター従事者の資質向上の支援 (研修会の開催、国立がん研究センター研修への派遣) 等	主な事業例】 ・がん相談支援センターの普及啓発 (リーフレット、ホームページ、ぐんまの安心がんサポートブック) ・群馬県がん診療連携協議会によるPDCAサイクルの実施 ・がん相談支援センター従事者の資質向上支援 (研修会の開催、国立がん研究センター研修への派遣) ・ピアサポーターの養成、資質向上及び活動支援 ・ぐんまの安心がんサポートブックの発行 ・患者目線のWEBサイト構築 等 ・がん相談支援センター従事者の資質向上の支援 (研修会の開催、国立がん研究センター研修への派遣) 等	
(第3期は(3)相談支援/情報提供、(4)がん患者の就労支援で記載)	(4)がん患者等の社会的な問題への対策(サバイバーシップ支援)	・第4期国計画「がん患者の社会的な問題への対策(サバイバーシップ支援)」

第3期1画	第4期1画案	備 考
目指す姿 ・ 就労支援及び治療と仕事の両立支援の推進、アピアランスの変化や自殺、 偏見等への対策により、患者ががんと診断を受けた後も社会的課題による 苦痛を受けることがないよう体制が整備されている。 ・ がん患者が治療をしながら働くことや、治療のために休職ができるよう	目指す姿 ・ 就労支援及び治療と仕事の両立支援の推進、アピアランスの変化や自殺、 偏見等への対策により、患者ががんと診断を受けた後も社会的課題による 苦痛を受けることがないよう体制が整備されている。 ・ がん患者が就労に関する相談支援や情報提供を受けることができる体制	
な社内環境の整備が進んでいる。	が整備されている。 ・ がん患者が治療をしながら働くことや、治療のために休職ができるような社内環境の整備が進んでいる。	
③がん患者の生活の質(QOL)の向上	①アピア <del>ラ</del> ンスケア	(現状・課題)P44 「アピアランスケアは、広義では「医学的・ 整容的・心理社会的支援を用いて、外見の
ア 現状と課題 ・ がんの治療によって生じる外見上の変化(脱毛、皮膚の変色、爪の変化等)、診療早期における生殖機能の温存など、がん患者及びがん経験者の生活の質(以下「QOL」という。)向上に向けた相談支援、情報提供の体制の構築が求められています。 ・ 国は、第3期「基本計画」において、がん患者のQOL向上を目指し、生殖機能の温存等について、的確な時期に治療の選択ができるよう、相談支援、情報提供のあり方について検討するとしています。また、がん患者の自殺防止対策及び障害者福祉の専門支援機関とがん診療連携拠点病院の連携を促進させる仕組みについても検討するとしています。	ア現状と課題	変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア」のことをいう。 がん医療の進歩によって治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増加している。がんの治療と学業や仕事との両立を可能とし、治療後も同様の生活を維持する上で、治療に伴う外見変化に対する医療現場におけるサポートの重要性が認識されている。」
イ 取り組むべき施策 ・ 群馬県、群馬県がん診療連携協議会及びがん診療・連携拠点病院等は、外見	・ がん医療の進歩によって治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が 増加しています。がんの治療と学業や仕事との両立を可能とし、治療後も同 様の生活を維持する上で、治療に伴う外見変化に対する医療現場におけるア ピアランスケア(医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補 完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア)の重要性が認 識されています。 イ 取り組むべき施策 ・ 群馬県、群馬県がん診療・車携協議会及びがん診療・車携拠点病院等は、アピ	

第3期1個	第4期1厘案	備考
上の変化や生殖機能の温存に関する対応など、がん患者の更なるQOL向上に向けた相談支援及び情報提供の体制の充実に努めます。	アランスケア等に関する相談支援及び情報提供の体制の充実に努めます。	
(4)がん患者の就労支援 目指す姿 ・ がん患者が就労に関する相談支援や情報提供を受けることができる体制 が整備されている。 ・ がん患者が治療をしながら働くことや、治療のために休職ができるよう な社内環境の整備が進んでいる。  ア 現状と課題 ・ 群馬県地域がん登録によると、本県で平成 25 年にがんと診断された人 のうち、約3割(27.9%)が稼働年齢層(15 歳~64 歳)となっています。ま た、国立がん研究センターがん対策情報センター「全国がん罹患モニタリング 集計 2006-2008 年生存率」によると、本県のがん患者の5年相対生存率		
は 62.2%となっており、がん患者及びがん経験者が長期に生存し、働きながらがん治療が受けられる可能性が高まっています。 ・ がんと診断された勤労者の3人に1人が離職しているとの調査結果もあり、がん患者に対する就労支援が必要です。	相対生存率は 63.0%となっており、働く世代のがん患者の離離防止や再就 職のための就労支援を充実させていくことが強く求められています。	止や再就職のための就労支援を充実させ ていくことが強く求められている。」
・ 群馬県は、平成25年度~平成26年度に群馬県立がんセンターで就労支援モデル事業を実施したほか、がん診療連携拠点病院等を対象とした就労支援に関するセミナーを開催してきました。また、これらの取組状況を踏まえ、がん診療連携拠点病院の相談支援員が社会保険労務士に相談できる仕組みを構築するなど、就労支援に関する相談体制の整備を推進してきました。	・ 群馬県は、平成 25、26 年度に県立がんセンターで就労支援モデル事業 を実施したほか、がん診療・連携拠点病院等を対象とした就労支援に関するセミナーを開催してきました。また、これらの取組状況を踏まえ、がん診療・連携 拠点病院の相談支援員が社会保険労務士に相談できる仕組みを構築するなど、就労支援に関する相談体制の整備を推進してきました。	P43 「平成 30(2018)年度に実施された患者
・ 平成 27 年度厚生労働省研究班の調査によると、がんと診断されて離職した人の約4割が治療開始前に離職しています。この中には、診断直後で気持ちの余裕がなく、がん治療への漠然とした不安により離職している人もいる	・平成 30(2018)年に実施された患者体験調査(都道府県別調査結果 2020年11月11日更新)では、がんと診断を受けて退職・廃業した人は就 労者の 17.9%を占めており、そのうち初回治療までに退職・廃業した人は	体験調査では、がんと診断を受けて退職・ 廃業した人は就労者の 19.8 %を占めて

第3期計画	第4期計画案	備考
と考えられ、相談支援につなげる取組が必要です。	80.6%となっています。また、がんの診断時、収入のある仕事をしていた人のうち、治療開始前に就労の継続について、病院の医療スタッフから説明が「あった」と回答した人は、39.1%に留まっています。さらに、治療と仕事を両立するための社内制度等を利用した患者の割合は、30.9%、勤務上の配慮がなされていると回答した患者の割合は、53.4%となっています。	した人は 56.8%となっている。また、がんの診断時、収入のある仕事をしていた人のうち、治療開始前に就労の継続について、病院の医療スタッフから説明が「あった」と回答した人は 39.5%に留まっている。さらに、治療と仕事を両立するための社内制度等を利用した患者の割合は36.1%、勤務上の配慮がなされていると回答した患者の割合は、65.0%となっている。」
・「がん対策に関する世論間査(内閣府)(平成28年)」によると、働く意欲のあるがん患者が働き続けるために必要な取組として、「病気の治療や通院のための短時間が別が活用できること」、「1時間単位の休暇や長期の休暇が取れるなど柔軟な休暇制度」が上位に挙がるなど、がん患者の治療と仕事の両立支援に当たっては、事業主の理解や協力が必要不可欠です。	・「がん対策に関する世論問査(内閣府)(平成28年)」によると、働く意欲のあるがん患者が働き続けるために必要な取組として、「病気の治療や通院のための短時間勤務が活用できること」、「1時間単位の休暇や長期の休暇が取れるなど柔軟な休暇時度」が上位に挙がっています。また、がん患者の実態調査では、離職理由として「仕事を続ける自信がなくなった」、「会社や同僚、仕事関係の人々に迷惑をかけると思った」及び「治療や静養に必要な休みをとることが難しかった」が上位に挙がっており、職場における治療と仕事の両立支援のための体制整備や理解を着実に推進することや、医療従事者により治療開始前に必要な支援についての説明が確実になされることが必要です。	P42 「平成 28(2016)年に実施した「がん対策に関する世論調査(内閣府)」では、がん患者が働き続けるために必要な取組として、「通院のために短時間勤務が活用できること」、「1時間単位の休暇や長期の休暇が取れるなど柔軟な休暇制度等が上位に挙がっている。また、がん患者の実態調査では、離職理由として「仕事を続ける自信がなくなった」、「会社や同僚、仕事関係の人々に迷惑をかけると思った」及び「治療や静養に必要な休みをとることが難しか
・一般社団法人CSRプロジェクトが行った「がん罹患と就労」(中小企業・個人事業主編)調査結果報告書(2016年5月)によると、両立支援のために必要ながん患者本人からの情報提供について、「役立つ情報として1位に多くあげられたのは、『必要となる就労上の配慮事項』(30%)、『今後の働き方に関する本人の思い』(23.5%)、『治療の期間』(17%)であった。企業としてどの位の期間、何をするかという対処・配慮面だけでなく、本人がどのような働き方を希望しているのかも重要視している。」(p.2)としています。		った」が上位に挙がっており、職場における 治療と仕事の両立支援のための体制整備や理解の促進を着実に推進することや、医療従事者により治療開始前に必要な支援についての説明が確実になされることが必要との指摘がある。」

第3期1画	第4期10案	
続して検討を行います。 ・ 群馬県及び群馬県がん診療連携協議会は、がん相談支援センターにおける就労支援の充実を図るため、研修会の開催など、相談支援に携わる職員に対する支援に努めます。	続して検討を行います。 <ul> <li>群馬県及び群馬県がん診療連携協議会は、がん相談支援センターにおける 就労支援の充実を図るため、研修会の開催など、相談支援に携わる職員に対 する支援に努めます。</li> </ul>	治療と仕事の両立へ向けた調整を支援できる体制の整備に取り組む。」
・ 群馬県、群馬県がん診療車携協議会及びがん診療車携拠点病院等は、がん 患者及びその家族が診断後早期に相談できるようにするため、就労相談支 援体制の普及啓発を図ります。	・ 群馬県、群馬県がん診療連携協議会及びがん診療連携拠点病院等は、がん 患者及びその家族が診断後早期に相談できるようにするため、就労相談支援 体制の普及啓発を図ります。	
・ 群馬県は、群馬労働局と連携し、関係機関等の協力を得て、がん患者の働きやすい環境整備を推進するため、事業主に対する「治療と仕事の両立支援」に関する普及啓発を図ります。	・ 群馬県は、群馬労働局等と連携し、関係機関等の協力を得て、がん患者の働きやすい環境整備を推進するため、事業主に対する「治療と仕事の両立支援」に関する普及啓発を図ります。	・さんぽセンターも含めるため P44
・事業主は、患者が治療を続けながら働くことができる環境の整備に努めます。	・事業主は、患者が治療を続けながら働くことができる環境の整備に努めます。	「国は、がん患者が治療と仕事を両立できるよう、中小企業も含めて、企業における支援体制や、病気休暇、短時間勤務や在宅勤務(テレワーク)など企業における休暇制度や柔軟な勤務制度の導入等の環境整備を更に推進するため、産業保健総合支援センター等の活用や助成金等による支援、普及啓発に取り組む」。

第3期1個	第4期恒案	備 考
イ 取り組むべき施策 ・ 群馬県、群馬県かん診療・関抗議会及びかん診療・関拠点病院等は、国の検討状況を踏まえ、自殺が止対策や障害者福祉の専門支援機関との連携について検討します。	「多がん診断後の自殺対策」  ・がん患者の自殺については、平成 28 (2016)年1月から 12 月にがんと診断された患者 1,070,876 人のうち、がん診断後2年以内に 660 人が自殺で亡くなっています(対象がん患者 10 万人あたり 61.6 人)。また、年齢・性別を調整した同じ時期の一般人口と比較した自殺リスクは診断後の期間が短いほど高く、がん診断から1か月以内では 4.40 倍、2~3か月では 2.61 倍、4~6か月では 2.17 倍、7~12 か月では 1.76 倍、13~24 か月では 1.31 倍 となっていとなっています。	
	イ 取り組むべき施策 ・ 群馬県、群馬県がん診療連携協議会及びがん診療連携拠点病院等は、国の検討状況を踏まえ、自殺防止対策や障害者福祉の専門支援機関との連携について検討します。 ・また、がん患者の身体的苦痛や、がん患者やその家族等の精神心理的苦痛、社会的苦痛等に対する、がんと診断された時からの緩和ケア提供体制と同	1.51 In Ca 2 (Via)
	様、がんと診断された時からの自殺対策に務めます。 ・群馬県は、医療従事者等に対して、自殺予防に関する正しい知識の普及や情報是供を行います。 ・群馬県は、悩みや困難を抱えるがん患者や家族等に対しての早期の「気づき」に対応できる人を増やすため、ゲートキーパーの養成を行います。	※障害政策課
	・群馬県は、がん患者や家族等および一般県民に対し、日頃からがん相談支援 センターをはじめとする各種相談窓口に関する周知を行うと同時に、複合的	

第3期恒	第4期1厘案	備 考
	な相談に対応できるよう連携体制の構築に努めます。	
	⑥その他の社会的な問題	・第4期国計画の「その他の社会的な問題
	ア 現状・課題 ・ へき地における通院、高額な医療費の負担、患者やその家族等の離職・休	(現状·課題)P46
	職に伴う収入の減少等による経済的な課題や、一定の周知はなされている	
	ものの 障害年金等の制度が利用可能なことを知らず、必要な支援につながっていない場合があること等が指摘されています。また、障害があるがん患	
	者については、がん診断の遅れや標準的治療への障壁があるなどの指摘がされているが、その詳細が把握できていないことや、対応が医療機関ごと	
	に異なることが課題です。	
	✓ Bri 160+\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \	
	イ 取り組むべき施策 ・ 国は、高度化する治療へのアクセスを確保するため、患者・経験者 ・ 家	
	族等の経済的な課題等を明らかにし、関係機関や関係学会等と協力して、 利用可能な施策の周知や課題解決に向けた施策について検討するとしてい	
	ます。	
	・国は、障害がある等により情報取得や意思疎通に配慮が必要ながん患者	
	の実態やニーズ、課題を明らかにし、がん検診や医療へのアクセス等の在り方について検討するとしています。	
(主な事業例) ・群馬県地域両立支援推進チームによる事業主向ナリーフレットの配布		
・就労支援体制の普及啓発(ポスターの作成、ぐんまの安心がんサポートブック等)	【主な事業例】 ・群馬県地域両立支援推進チームによる事業主向けリーフレットの配布	
・事業主向け就労支援に関するセミナーの開催	・就労支援体制の普及啓発(ポスターの作成、ぐんまの安心がんサポートブ	
	・事業主向け就労支援に関するセミナーの開催	
	ック等) ・事業主向け就労支援に関するセミナーの開催	

## 4 これらを支える基盤の整備

第3期計画	第4期計画案	備 考
(1)がん研究	(1)がん研究	
目指す姿 ・研究、治験及び臨床試験の環境整備が進んでおり、かつ、県民に分かりや すい情報提供の体制が整備されている。	目指す姿 ・研究、治験及び臨床試験の環境整備が進んでおり、かつ、県民に分かりや すい情報提供の体制が整備されている。	
ア 現状と課題 ・ 国においては、平成26年度に策定された新たな「がん研究10か年戦略」 に基づき、計画的にがん研究を進めています。	ア 現状と課題 ・ 国は、平成 26 年度に策定された新たな「がん研究10か年戦略」に基づき、計画的にがん研究を進めています。また、がん・難病に係る 研究・創薬等への利活用を更に推進するため、令和4(2022)年9月に、「全ゲノム解析等実行計画 2022」を策定しました。	
・本県においては、群馬大学や県内大学をはじめとする教育機関等において、基礎医学から臨床応用に至るまで、様々ながん研究が行われています。 また、がん診療連携拠点病院等の医療機関は、臨床試験や治験に参加しています。	・ 群馬県では、群馬大学や県内大学をはじめとする教育機関等において、基礎医学から臨床応用に至るまで、様々ながん研究が行われています。また、 がん診療連携拠点病院等の医療機関は、臨床試験や治験に参加しています。	
・ 県内全ての市町村で行われている PSA 検査による前立腺がん検診について、国の指針において対策型検診としては推奨されていない一方、群馬大学等においてその有効性についての実証研究が行われています。	・ 県内全ての市町村で行われている PSA 検査による前立腺がん検診について、国の指針において対策型検診としては推奨されていない一方、群馬大学等においてその有効性についての実証研究が行われています。	•
イ 取り組むべき施策	イ 取り組むべき施策 ・ 国は、「全ゲノム解析等実行計画 2022」を着実に進め、ゲノム情報等により、患者等に不利益が生じないよう留意しつつ、新たな予防・早期発見法等の開発を含めた患者還元や、がんや難病に係る研究・創薬への利活用等を推進するとしています。	
・ 県内の大学等の教育機関及びがん診療連携拠点病院等の医療機関は、が んの予防や根治、治療に伴う副作用の軽減等を目指し、基礎研究、心理社会的	・ 県内の大学等の教育機関及びがん診療連携拠点病院等の医療機関は、がんの予防や根治、治療に伴う副作用の軽減等を目指し、基礎研究、心理社会的	

第3期計画	第4期111111111111111111111111111111111111	
		C thi
研究及び社会システムの構築に関する研究を推進します。	研究及び社会システムの構築に関する研究を推進します。	
・ 県内の大学等の教育機関及びがん診療連携拠点病院等の医療機関は、基礎医学や臨床応用に関する若手研究者の育成及び研究環境の整備に努めます。	・ 県内の大学等の教育機関及びがん診療連携拠点病院等の医療機関は、基礎医学や臨床応用に関する若手研究者の育成及び研究環境の整備に努めます。	
・ 群馬県は、がん診療連携拠点病院等の医療機関における臨床試験や治験 等について、県民に対する情報提供に努めます。	・ がん診療・車携拠点病院等の医療機関は、臨床活験や治験等について、県民 に対する情報提供に努めます。	
	・ 群馬県及び群馬県がん診療連携協議会は、全ゲノム解析等の推進について、国の動向を注視します。	
・ 群馬県は、PSA 検査による前立腺がん検診のついて、検診の有用性を生活習慣病検診等管理管導症議会において検討の上、検診を受けることによる利益(メリット)と不利益(デメリット)を県民に啓発します。	・ 群馬県は、PSA 検査による前立腺がん検診について、検診の有用性を生活習慣病検診等管理皆導協議会において検討の上、検診を受けることによる利益(メリット)と不利益(デメリット)を県民に啓発します。	

第3期抽	第4期抽案	備考
(2)人材育成 目指す姿 ・ がん診療連携拠点病院等を中心とした質の高い専門的ながん医療や相談 支援が提供される体制の維持・強化に向けた人材の育成が行われている。	(2)人材育成 目指す姿 ・ がん診療連携拠点病院等を中心とした質の高い専門的ながん医療や相談 支援が提供される体制の維持・強化に向けた人材の育成が行われている。	
ア現状と課題	ア現状と課題	第4 期国計画 P53(現状と課題) 「今後、臨床面では、がん診療に従事する専門職や、がん患者の症状緩和やがん経験者のケアにあたる人材、QOLの向上及び終末期医療を担う人材などの育成が必要とされている。また、同時に、急速に高度化するがん医療において、分野横断的な対応が必要となり、腫瘍循環器学や腫瘍腎臓病学等のがん関連学際領域に対応できる人材や医療ビッグデータの解析専門家、個別化医療・創薬研究を担う人材など、新たに必要とされるスペシャリストの育成が重要な課題となっている。」
・ 群馬大学及び群馬県立県民健康科学大学は、文部科学省の「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」により、がん診療等の医療従事者の養成を行ってきました。 ・ 群馬大学は、重粒子線治療に携わる医療従事者について、「重粒子線医工	<ul> <li>群馬大学及び群馬県立県民健康科学大学は、文部科学省の「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」により、がん診療等の医療従事者の養成を行ってきました。</li> <li>群馬大学は、重粒子線台療に携わる医療従事者について、「重粒子線医理工学がアス・グリートがアス・グリートがアス・グリートがアス・グラス・グラス・グラス・グラス・グラス・グラス・グラス・グラス・グラス・グラ</li></ul>	
学グローバルリーダー養成プログラム」により、人材育成に取り組んでいます。  ・ 群馬大学は、がん看護に従事する看護師について、日本看護協会が卓越した看護ができる看護師を認定する専門看護師について、がん看護分野の専門看護師の教育機関として、質の高い看護ケアを提供する人材の育成を行っています。	エ学グローバルリーダー養成プログラム」により、人材育成に取り組んでいます。  ・ 群馬大学は、がん看護に従事する看護師について、日本看護協会が卓越した看護ができる看護師を認定する専門看護師について、がん看護分野の専門看護師の教育機関として、質の高い看護ケアを提供する人材の育成を行っています。	

第3期抽	第4期計画案	
・このほか、県内大学等の教育機関やがん診療・車馬拠点病院等の医療機関、 医療関係団体等においても、専門的な医療従事者の育成が行われています。	・このほか、県内大学等の教育機関やがん診療連携拠点病院等の医療機関、 医療関係団体等においても、専門的な医療従事者の育成が行われています。	
・ 群馬県は、がん患者に対する看護ケアの充実を図るため、平成 21 年度から、群馬大学医学部附属病院に委託し、臨床実践能力の高い看護師を育成する実務所修を実施しています。また、日本看護協会が特定の看護分野において熟練した看護技術と知識を有する看護師を認定する認定看護師こついて、資格取得を促進するため、研修受講費用等に対する補助を行っています。	・群馬県は、がん患者に対する看護ケアの充実を図るため、がん分野における認定看護師の資格取得を促進する補助事業を行ってきましたが、一定数の増加が図られたことにより令和元年度に事業を終了しました。また、認定看護師制度が新たに看護師の特定行為研修と併せて受講する「特定認定看護師」制度へ移行が始まっており、その資格取得を促進する事業を行っています。	・医務果
・ がん診療連携拠点病院等におけるがんの専門資格を有する医療従事者数は、資格により異なりますが、第2期「推進計画」策定時に比べ、おおむね増加傾向にあります。	・ がん診療連携拠点病院等におけるがんの専門資格を有する医療従事者数は、資格により異なりますが、第3期「推進計画」策定時に比べ、おおむね増加傾向にあります。	
イ 取り組むべき施策 ・ 県内大学等の教育機関やがん診療連携拠点病院等の医療機関、医療関係 団体、群馬県がん診療連携協議会及び群馬県等は、引き続き、がん診療に携 わる専門的な医療従事者の育成に努めます。	イ 取り組むべき施策 ・ 県内大学等の教育機関やがん診療連携拠点病院等の医療機関、医療関係団体、群馬県がん診療連携協議会及び群馬県等は、引き続き、がん診療に携わる専門的な医療従事者の育成に努めます。	
・ 群馬大学及び群馬県立県民健康科学大学は、引き続き、文部科学省の『多様な新二一ズに対応する「がん専門医療人材(がんプロフェッショナル)」養成プラン』により、「関東がん専門医療人養成拠点事業」を他の10大学と連携して実施し、小児・AYA・希少がんやゲノムといった新たなニーズに対応する医療従事者の育成を行います。	・ 群馬大学は、新たに「関東がん専門医療人養成拠点 次世代のがんプロフェッショナル養成プラン」コースを新設し、医学物理分野の人材育成に努めます。	
・ 重粒子線治療に携わる医療従事者について、群馬大学は、引き続き、「重粒子線医工学グローバルリーダー養成プログラム」により、人材の育成を行います。	・ 重粒子線台療に携わる医療従事者について、群馬大学は、引き続き、「重粒子線医理工学グローバルリーダー養成プログラム」により、人材の育成を行います。	
・ がん看護に従事する看護師について、群馬大学は、引き続き、がん看護専 門看護師教育機関として、質の高い看護ケアを提供する人材の育成を行いま す。	・ がん看護に従事する看護師について、群馬大学は、引き続き、がん看護専門看護師教育機関として、質の高い看護ケアを提供する人材の育成を行います。	

第3期1画	第4期抽案	備	考
・ 群馬県は、引き続き、がん分野における看護師の育成や認定看護師資格の 取得支援に努めます。	・ 群馬県は、引き続き、がん分野における看護師の育成や認定看護師資格の 取得支援に努めます。	·医務課	
【主な事業例】  ・「がん専門医療人材(がんプロフェッショナル)養成プラン」  ・「重粒子線医工学グローバルリーダー養成プログラム」  ・ <u>認定看護師研修支援</u> 等	【主な事業例】 ・「関東がん専門医療人養成拠点 次世代のがんプロフェッショナル養成プラン」 ・「重粒子線医理工学グローバルリーダー養成プログラム」 ・看護師特定行為研修支援 等		

第3期抽	第4期計画案	備 考
(3)がん教育、がんに関する知識の普及啓発	(3)がん教育、がんに関する知識の普及啓発 ※健康体育課、感疾課	がん教育及びがんに関する知識の普及啓
	F	発
【目指す姿】	【目指す姿】	
・ 県民のがんやがんの予防・早期発見についての理解が深まっている。	・ 県民のがんやがんの予防・早期発見についての理解が深まっている。	
ア現状と課題	ア 現状と課題	   P55(現狀·課題)
・ 文部科学省では、平成 29 年度からのがん教育の全国展開のため、平成	・ 文部科学省では、がん教育の全国展開のため、平成 26 年度から文部科学	「こどもが健康と命の大切さについて学
26年度~28年度にモデル事業「がんの教育総合支援事業」を実施するとと	省委託事業である「がん教育総合支援事業」を実施しており、がん教育の在り	び、自らの健康を適切に管理するととも
もに、がん教育の在り方について検討を進めてきました。	方について検討を進めてきました。	に、がんに対する正しい知識、がん患者へ
		の理解及び命の大切さに対する認識を深
・ 文部科学省が平成 29 年3月に公示した「新学習指導要領」において、中学	・学習指導要領が令和2年度に小学校、令和3年度に中学校、令和4年度に高	めることが大切である。これらをより一層
校の保健分野で、「がんについても取り扱うものとする」と明記されました。	等学校で順次、改訂となり実施されています。中学校での保健分野では、「が	効果的なものとするため、医師やがん患
また、平成 30 年3月に公示した高等学校の「新学習指導要領」にも、同様に	んについても取り扱うものとする」とされており、また、高等学校において	者・経験者等の外部講師を活用し、こども
明記されています。	も、同様こ明記されています。	に、生活習慣や遺伝子等のがんの発生に
		関する基本的な情報も含めたがんの正し
・ 群馬県教育委員会では、平成26年度からモデル事業に取り組み、がんの	・ 群馬県教育委員会では、平成 26 年度からモデル事業に取り組み、がんの	い知識やがん患者・経験者の声を伝えるこ
教育に関する協議会で事業の進め方や実施結果の検証・評価等を協議してい	教育に関する協議会で事業の進め方や実施結果の検証・評価等を協議してい	とが重要である。」
ます。また、実践推進校では検討委員会での指導案等の検討結果を踏まえて	るほか、実践推進校で検討委員会での指導案等の検討結果を踏まえて授業を	
授業を実施していますが、指導内容や外部講師の活用方法等が課題となって	実施しています。これまでの実績を基に令和4年度には、群馬県版「がん教育	
います。	の手引き」を発行しましたが、児童生徒の実態に合わせた指導内容充実や外	
	部講師の活用方法等が課題となっています。	
	・ 群馬県教育委員会では、外部講師の確保、がん教育の充実に向けて、群馬	
	県内でがんの診療等を行う病院に協力依頼を行い、がん教育外部講師派遣に	
	関する相談窓口一覧を作成し、がん専門医やがん経験者の話を聴く機会が得	
	られるよう普及啓発に努めています。	
・ 群馬県は、小学校6年生向けのがんに関するリーフレットを作成し、県内		
全ての小学校6年生に配布するなど、がんに関する知識の普及啓発に努めて		
きました。		•

第3期1画	第4期1画案	備 考
生涯のうちに、約2人に1人ががんにかかると言われており、引き続き、県	・生涯のうちに、約2人に1人ががんにかかると言われており、引き続き、県	
民のがんに関する理解を深めるための取組が必要です。	民のがんに関する理解を深めるための取組が必要です。	
	・地域によって、がんに関する意識格差があるため、正しい知識を幅広く県民	
	に普及する必要があります。 	
(取り組むべき施策	イ 取り組むべき施策	
群馬県教育委員会は、これまでの「がんの教育総合支援事業」の実施状況	・ 群馬県教育委員会は、より充実したがん教育を実施するために、文部科学	
を踏まえ、がん教育の全面実施に向け、文部科学省の検討を注視しながら、	省の検討を注視しながら、本県におけるがん教育の指導者研修会やモデル校	
は見こおける実施体制について検討します。	の実践発表の場を設定し、学校教育での正しい知識の普及と対処方法の習得	
	に努めます。また医師会や薬剤師会と連携し、外部講師の指導体制を整備し	
群馬県は、引き続き、小学生に対するがんに関する知識の普及啓発に努め	ます。	
るとともに、今後本格化する学校におけるがん教育について、県教育委員会		
<b>&lt;の連携に努めます。</b>		
群馬県は、市町村と連携し、県民が、がんの予防や早期発見の重要性を認	   ・ 群馬県は市町村と連携し、県民が、がんの予防や早期発見の重要性を認識	
戦し、自分や身近な人ががんに罹患しても、そのことを正しく理解し向き合う	し、自分や身近な人ががんに罹患しても、そのことを正しく理解し向き合うた	
こめ、引き続き、民間団体や自治会など様々な団体・組織によって実施され	め、引き続き、民間団体等による取組への支援を含め、がんに関する知識の	
ている取組への支援を含め、がんに関する知識の普及啓発の取組を実施し	普及啓発を行います。	
ます。		
	【主な事業例】	
主な事業例】	・がん教育等外部構造連絡支援事業	
・がん教育総合支援事業	・群馬県版がん教育の手引きの配布 等	
・小学生向け「がんに関するリーフレット」の配布		
・がんに関する普及啓発(大人向けのがん教育)等		

第3期:愐	第4期1 恒案	備 考
(8)がん登録(2患者本位のがん医療の充実)	(4)がん登録の利活用の推進	・第4期国計画では、「これらを支える基盤 の整備」P57に移行。
目指す姿	目指す姿	
・ がん対策施策の立案にあたり、がん登録データを活用している。	・ がん対策施策の立案にあたり、がん登録データを活用している。	
・ がん登録データに基づくがん対策の立案ができる。	・ がん登録データに基づくがん対策の立案ができる。	
ア現状と課題	ア現状と課題	
・ 本県では、がんの罹患状況等の実態を把握するため、平成6年より、県の	・ 群馬県では、がんの罹患状況等の実態を把握するため、平成6年より、県	
事業として地域がん登録を実施してきました。平成 28 年1月に「がん登録等	の事業として地域がん登録を実施してきました。平成 28 年1月より「がん登	
の推進に関する法律」が施行されたことにより、今後は、全国がん登録とし	録等の推進に関する法律」が施行されたことにより、全国がん登録として、各	
て、各都道府県のがん登録データが国立研究開発法人国立がん研究センター	都道府県のがん登録データが国立研究開発法人国立がん研究センターで一	
で一元的に管理されることになりました。	元的に管理されています。	
・ 本県では、がん登録の届出精度を表すDCO(届出漏れの割合を表す指標)	・ 群馬県では、がん登録の届出精度を表すDCO(届出漏れの割合を表す指	
の値が順調に推移し、第2期「推進計画」の目標値である5%以下を達成して	標)の値が、第2期指進計画」の目標値である5%以下を達成し、3%以下を	
います。今後は、登録内容の正確性といった質の向上を図る必要がありま	保っています。今後は、登録内容の正確性といった質の向上を図る必要があ	
す。	ります。	
		がん登録の利活用の推進P57
・ 国は、第3期「基本計画」において、地方公共団体における科学的根拠に基	・ 国は、第4期「基本計画」において、がん登録情報を活用した市町村におけ	(現状・課題)
づいたがん対策やがん研究の推進のあり方について検討するとしており、	るがん検診の感度・特異度の算出に向けた検討や、現行制度の課題の整理及	「がん登録情報の効果的な利活用について
今後は、がん登録データを活用し、各地域の実情に応じた施策の実施、がん	び見直しに向けて検討するとしています。	は、がん登録情報を活用した市町村におけ
のリスクやがん予防等についての研究の推進、患者やその家族等が必要とす		るがん検診の感度・特異度の算出に向けた
る形での情報提供が期待されています。		検討や、現行制度の課題の整理及び見直し
		に向けた議論を行っている。」
		(取り組むべき施策)
		「国は、がん登録情報の利活用の推進につ
		いて、現行制度における課題を整理し、が
		ん登録推進法等の規定の整備を含め、見直
		しに向けて検討する。利活用の推進にあた
		っては、保健・医療分野のデジタル化に関
		する他の取組とも連携し、より有用な分析
		が可能となる方策を検討する。」

第3期抽	第4期1画案	備 考
・ 群馬県及び群馬県がん診療連携協議会は、がん登録実務者に対する研修会を開催し、がん登録実務者の人材育成に努めていますが、人材が不足しているなど、資質の向上が困難な状況にあります。	<ul> <li>群馬県及び群馬県がん診療連携協議会は、がん登録実務者に対する研修会を開催し、がん登録実務者の人材育成に努めていますが、人材が不足しているなど、資質の向上が困難な状況にあります。</li> <li>国ががん検診等についてマイナンバーを導入した際には、がん登録との照合について検討する必要があります。</li> </ul>	
イ 取り組むべき施策 ・ 群馬県は、国の検討状況を踏まえ、がん登録データの分析・評価を行い、予 防、普及啓発、医療提供体制の構築等の施策へ活用するよう努めます。	イ 取り組むべき施策 ・ 群馬県は、国の検討状況を踏まえ、市町村と連携し、がん登録データを活用した市町村がん検診の精度管理に努めます。	
・ 群馬県は、がん登録データについて、数値の背景がわかるようにするな ど正しく伝わるよう配慮した上で、患者やその家族等が必要とする形での情 報提供に努めます。	・ 群馬県は、がん登録データについて、数値の背景がわかるようにするなど 正しく伝わるよう配慮した上で、患者やその家族等が必要とする形での情報 提供に努めます。	
・ 群馬県、群馬県がん診療連携協議会及びがん診療連携拠点病院等は、協力 してがん登録実務者の育成に努め、がん登録の質の維持・向上に向けた取組 を推進します。	・ 群馬県、群馬県がん診療・連携協議会及びがん診療・車携拠点病院等は、協力 してがん登録実務者の育成に努め、がん登録の質の維持・向上に向けた取組 を推進します。	
【主な事業例】 ・全国がん登録事業委託 ・がん登録審議会 ・がん登録実務担当者研修会の開催 ・がん診療・車携拠点病院等でがん登録こ従事する職員の資格保有状況の把握等	【主な事業例】 ・全国がん登録事業委託 ・国際的がん研究への協力 ・がん登録審議会 ・がん登録実務担当者研修会の開催 ・がん診療連携拠点病院等でがん登録こ従事する職員の資格保有状況の把握 等	

第3期恒	第4期1厘案	備 考
	(5)患者・市民参画の推進 目指す姿 ・がん患者とその家族等を含む県民が、がん対策の重要性を認識し、がん医療に関する正しい理解を得て、医療従事者とも連携しながら、がん対策に主体的に参画している。	第4期国計画から新たな項目 P59
	ア 現状と課題 ・法第22条は、「国及び地方公共団体は、民間の団体が行うがん患者の支援 に関する活動、がん患者の団体が行う情報交換等の活動等を支援するため、 情報提供その他の必要な施策を講ずるもの」としており、また、法第25条第 2項は、がん対策推進協議会の委員は、がん患者やその家族・遺族を代表す る者も含め、任命することとしています。さらに、がん患者を含めた国民は、 法第6条により、「がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意 を払い、必要に応じ、がん検診を受けるよう努めるほか、がん患者に関する 理解を深めるよう努めなければならない」とされています。	
	・「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」では、診療連携協議会には、患者団体等の関係団体にも積極的な関与を求めることとされています。  イ 取り組むべき施策 ・ 群馬県及び群馬県がん診療連携協議会は、県民本位のがん対策を推進するため、推進計画の策定過程について、性別、世代、がん種等を考慮し、多様ながん患者等のがん対策推進協議会等への参画を推進します。	
	【主な事業例】 ・群馬県がん対策推進協議会 ・群馬県がん診療連携協議会	

第3期:個	第4期1	備考
	(6)デジタル化の推進	第4期国計画から新たな項目 P60
		(取り組むべき施策)
	目指す姿	「国は、がん医療の質の向上と分かりやす
	・ デジタル技術の活用等により、患者やその家族等の医療・福祉・保健サー	い情報提供等を一層推進するため、「がん
	ビスへのアクセシビリティが向上し、効率的かつ効果的にサービスが提供さ	予防」、「がん医療」、「がんとの共生」の各分
	れている。	野こおいて、PHR (personal health record)
		の推進、現況報告書のオンライン化、レセプ
	ア 現状と課題	トやがん登録情報等を活用したがん対策の
	・ 近年、我が国においては、デジタル技術の進展や新型コロナウイルス感染	評価、オンラインを活用した相談支援や効
	症への対応により、日本のデジタル社会の実現に向け、デジタル技術の活用	果的な情報提供等、ICTやAIを含むデジ
	やオンライン化の推進が多方面で進められています。	タル技術の活用による医療のデータ化と
		その利活用の推進こついて検討する。」
	・ 個人情報の適正な取扱を確保し、デジタル技術に不慣れな人等へのサー	「また、国は、患者やその家族等のアクセス
	ビス提供の観点に留意しつつ、デジタル技術の活用等の推進が必要です。	向上や、医療・福祉・保健サービスの効率
		的・効果的な提供の観点から、SNS等を活
		用したがん検診の受診勧奨や、安心かつ安
	イ 取り組むべき施策	全なオンライン診療の提供、eコンセント
	・群馬県、市町村、がん診療連携拠点病院等は、医療・福祉・保健サービスの	(電磁的方法によるインフォームド・コンセ
	効率的・効果的な提供の観点から、SNS等を活用したがん検診の受診衝突	ント)の活用 等の治験のオンライン化、地
	や、講演会、相談支援、情報提供のオンライン化の推進に取り組みます。	方公共団体や医療機関における会議のオ
		ンライン化、相談支援のオンライン化に向
		けた取組を推進する。」

#### 1 関係者等の意見の把握及び連携協力の更なる強化

がん対策を実効性あるものとして総合的に展開するためには、行政や医療関係者はもちろん、がん患者や家族等の関係者の意見も集約し、これらを がん対策に反映していくことが極めて重要です。

第3期间

群馬県は、条例に基づき設置した群馬県がん対策推進協議会等の意見を聞くとともに、関係者の意見の把握に努め、がん対策を推進します。

また、平成 28 年 12 月に改正された基本法では、「がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援 その他の必要な支援を受けることができるようにする」ことが基本理念に追加されました。今後は、より一層、幅広い分野で関係機関と連携し、がん患者やその家族の様々なニーズに応えられる体制を構築することが重要です。

条例第2条において、県は、国、市町村、医療機関、医療関係団体、事業者、 がん患者会等の関係団体と連携を図りつつ、群馬県の特性に応じたがん対策 を実施することとしております。また、がん患者はぞれぞれ異なる悩みや背 景を抱えており、がん患者ごとに患者本位の支援を行う必要があります。

群馬県は、がん患者や家族が、その置かれている状況に応じ、適切ながん 医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けること ができる環境の整備を効率的に進めるため、県教育委員会、市町村、群馬労 働局、医療機関、群馬県医師会・群馬県歯科医師会・群馬県薬剤師会・群馬県看 護協会をはじめとする医療関係団体、地域包括支援センター、がん患者団体 群馬県がん検診受診率向上連携企業をはじめとする民間企業や自治会をは じめとする団体等が実施する施策や事業との役割が担を図りつつ、お互いを 尊重し、信頼関係に基づく連携体制をより一層強化し、がん対策を推進しま す。

#### 1 関係者等の意見の把握及び連携協力の更なる強化

がん対策を実効性あるものとして総合的に展開するためには、行政や医療関係者はもちろん、がん患者や家族等の関係者の意見も集約し、これらをがん対策に反映していくことが極めて重要です。

第4期計画案

群馬県は、条例に基づき設置した群馬県がん対策推進協議会等の意見を 聴くとともに、関係者の意見の把握に努め、がん対策を推進します。

また、平成 28 年 12 月に改正された基本法では、「がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにする」ことが基本理念に追加されました。今後は、より一層、幅広い分野で関係機関と連携し、がん患者やその家族の様々なニーズに応えられる体制を構築することが重要です。

条例第2条において、県は、国、市町村、医療機関、医療関係団体、事業者、がん患者及びその家族等により構成される民間団体その他の関係団体と連携を図りつつ、本県の特性に応じたがん対策に関する施策を策定し、実施することとしております。また、がん患者はぞれぞれ異なる悩みや背景を抱えており、がん患者ごとに患者本位の支援を行う必要があります。

群馬県は、がん患者や家族が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができる環境の整備を効率的に進めるため、県教育委員会、市町村、群馬労働局、医療機関、群馬県医師会・群馬県歯科医師会・群馬県薬剤師会・群馬県看護協会をはじめとする医療関係団体、地域包括支援センター、がん患者団体、群馬県がん対策連携企業をはじめとする民間企業や自治会をはじめとする団体等が実施する施策や事業との役割分担を図りつつ、お互いを尊重し、信頼関係に基づく連携体制をより一層強化し、がん対策を推進します。

### 備考

国第 4 期計画 第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 P61 1. 関係者等の連携協力の更なる強化「がん対策を総合的かつ計画的に推進し、実効性を担保するためには、関係者等が、適切な役割分担の下、相互の連携を図り、一体となって努力することが重要である。

国及び地方公共団体は、民間団体が行うが ん患者の支援に関する活動、がん患者の団体 が行う情報交換等の活動等を支援するため、 情報提供その他の必要な施策を講ずるもの とする。

また、国及び地方公共団体は、がん教育、 がんに関する知識の普及啓発等により、がん 患者が円滑な社会生活を営むことができる 社会環境への理解を図るとともに、関係者等 の意見の把握に努め、がん対策に反映させ ていくことで、国民とともに、「がんとの共 生」社会の実現に取り組んでいくこととす る。

なお、国及び地方公共団体は、他の疾患等 に係る対策と関連する取組については、そ れらの対策と連携して取り組んでいくことと する。」

第3期1画	第4期計画案	備 考
	2. 感染症発生・まん延時や災害時等を見据えた対策	国第4期計画から新規項目
		P61 2. 感染症発生・まん延時や災害時等
	2022(令和4)年整備指針ではこおいて、都道府県がん診療連携協議会	を見据えた対策
	の体制を強化し、拠点病院等の役割分担や連携体制の構築、感染症発生・	「 がん検診の受診率について、新型コロナ
	まん延時や災害時等への対応等を新たな要件としており、群馬県、群馬県	ウイルス感染症の影響により、検診の受診者
	がん診療連携協議会及びがん診療連携拠点病院等は、感染症発生・まん延	が 1~2割程度減少しているとの報告もあ
	時や災害時等の状況下においても、必要ながん医療を提供できるよう、診	る。
	療機能の役割分担や各施設が協力した人材育成や応援体制の構築等、地域	国は、新型コロナウイルス感染症の流行を
	の実情に応じた連携体制を整備します。	踏まえ、感染症発生・まん延時等にがん検診
		の提供体制を一時的に縮小した場合でも、状
		況に応じて速やかに提供体制及び受診行動
		を回復させることができるよう、平時にお
		ける準備等の対応について検討する。
		令和4(2022)年整備指針改定におい
		て、都道府県がん診療連携協議会の体制を強
		化し、拠点病院等の役割分担や連携体制の構
		築、感染症発生・まん延時や災害時等への対
		応等を新たな要件として盛り込んだ。
		国及び都道府県は、感染症発生・まん延時
		や災害時等の状況下においても、必要なが
		ん医療を提供できるよう、診療機能の役割分
		担や各施設が協力した人材育成や応援体制
		の構築等、地域の実情に応じた連携体制を整備するアドウン・サンド・サンド・サンド・サンド・サンド・サンド・サンド・サンド・サンド・サン
		備する取組を平時から推進する。」

第3期:1画	第4期抽案	備 考
2 がんに強い地球社会の構築	3 がんに強い地域社会の構築	
条例第4条第1項においては、「県民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習	   条例第4条第1項においては、「県民は、喫煙、食生活、運動その他の生活	
慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必	習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に	
要な注意を払うとともに、積極的にがん検診を受けるよう努めるものとす	必要な注意を払うとともに、積極的にがん検診を受けるよう努めるものと	
る。」と定められています。	する。」と定められています。	
また、事業主には、条例第5条第1項により、従業員ががんの予防、早期発	また、事業主には、条例第5条第1項により、従業員ががんを予防し、又は	
見、治療や看護・介護をすることができる環境整備に努めることが求められ	早期に発見することができ、本人又はその家族ががん患者となった場合で	
ています。	あっても働きながら治療を受け、療養し、看護し、又は介護することができ	
	る環境の整備に努めることが求められています。	
そして、これら県民・事業主の主体的な取組は、各々で取り組むだけでは		
なく、仲間を作って、あるいは自治会や様々な団体・組織・職域でまとまって	なく、仲間を作って、あるいは自治会や様々な団体・組織・職域でまとまっ	
実施していくことが大切です。	て実施していくことが大切です。	
群馬県は、県民・事業主が、がん対策に積極的に取り組めるようその活動	群馬県は、県民・事業主が、がん対策に積極的に取り組めるようその活動	
を支援し、がん患者とその家族を地域社会で支えていくことができる群馬県	を支援し、がん患者とその家族を地域社会で支えていくことができる群馬	
を目指します。	県を目指します。	
3 情報の収集・分析・評価・公表	4 情報の収集・分析・評価・公表	
がん登録データをはじめとする群馬県のがんに関する情報を収集・管理	   がん登録データをはじめとする群馬県のがんに関する情報を収集・管理	
し、分析・評価することは、科学的根拠に基づいたがん対策を進める上で重	   し、分析・評価することは、科学的根拠に基づいたがん対策を進める上で重	
要であるとともに、これらの情報及び分析・評価した結果を公表することは、	要であるとともに、これらの情報及び分析・評価した結果を公表すること	
がん患者をはじめとする県民の適切な意思決定の支援に繋がるものです。	は、がん患者をはじめとする県民の適切な意思決定の支援に繋がるもの	
具体的には、がん登録データの分析により、各地域における罹患や死亡状況	です。具体的には、がん登録データの分析により、各地域における罹患や死	
の特性を把握し対策につなげるほか、各地域や医療機関ごとにがん検診や	亡状況の特性を把握し対策につなげるほか、各地域や医療機関ごとにがん	
がん診療がどのように行われているかといった情報を広く県民に周知する	検診やがん診療がどのように行われているかといった情報を広く県民に	
ことが可能となります。	周知することが可能となります。	
群馬県では、現状、こうしたがんに関する情報の収集・管理・分析・評価・公		
表が十分には行われていない状況であり、効果的ながん対策推進のため、ま		
た、県民に分かりやすい情報提供を行うため、国やがん以外の疾病における		
取組状況を踏まえながら、そのあり方について検討を進めていくこととしま		

第3期1画	第4期恒案	備 考
す。		
4 進步管理	5 進捗管理	
各分野ごとに掲げる「目指す姿」を実現するためには、「取り組むべき施策」を具体化するための「事業」について、その実施状況及び進捗状況(以下「実施状況等」という。)を管理する必要があります。 群馬県は、この「推進計画」に基づく施策の実施状況等を把握し、その結果に基づき、群馬県がん対策推進協議会等の意見を聴きながら、「事業」に反映させるなど、PDCAサイクルに基づく進捗管理を行うこととします。	各分野に掲げる「目指す姿」を実現するためには、「取り組むべき施策」 を具体化するための「事業」について、その実施状況及び進歩状況(以下「実施状況等」という。)を管理する必要があります。 群馬県は、この「推進計画」に基づく施策の実施状況等を把握し、その結果を踏まえ、群馬県がん対策推進協議会等の意見を「事業」に反映させるなど、PDCAサイクルに基づく進捗管理を行うこととします。	